

平成25年 7 月 24日

秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録

秩父広域市町村圏組合議会

秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
説明のための出席者	4
職務のため出席した事務職員	5
開会・開議	6
議事日程について	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸報告	6
管理者提出議案の報告	7
管理者の挨拶	8
一般質問	11
発言の訂正	36
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	36
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	40
議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	42
議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	43
議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	46
閉会	50

秩広組告示第16号

平成25年第2回（7月）秩父広域市町村圏組合議会定例会を、次のとおり招集する。

平成25年7月17日

秩父広域市町村圏組合
管理者 久喜邦康

1. 期 日 平成25年7月24日（水）午前10時
2. 場 所 秩父クリーンセンター3階大会議室

平成25年7月24日

秩父広域市町村圏組合議会定例会

秩父広域市町村圏組合議会定例会議事日程

平成25年7月24日午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 管理者提出議案の報告
- 第 5 一般質問
- 第 6 議案第12号 専決処分について（秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与の臨時特例に関する条例）
- 第 7 議案第13号 秩父広域市町村圏組合職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第14号 秩父広域市町村圏組合技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第15号 平成25年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）
- 第10 議案第16号 工事請負契約の締結について
- 第11 議案第17号 工事請負契約の締結について

(開会 午前10時00分)

出席議員 (16名)

1番	新井重一郎	議員	2番	高野宏	議員
3番	金田安生	議員	4番	落合芳樹	議員
5番	江田治雄	議員	6番	出浦章恵	議員
7番	福井貴代	議員	8番	木村隆彦	議員
9番	富田能成	議員	10番	若林スミ子	議員
11番	大野喜明	議員	12番	四方田実	議員
13番	齊藤實	議員	14番	新井利朗	議員
15番	黒澤光司	議員	16番	小菅高信	議員

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

久喜邦康	管理者
加藤嘉郎	副管理者
石木戸道也	理事
大澤芳夫	理事
福島弘文	理事
木村健一	監査委員
森真太郎	事務局長
若林利忠	消防長
大谷幾雄	会計 管理者
飯島起也	参事兼 業務課長
村田康行	消防本部 次長
保泉晃	消防署長
阿保登	専門員兼 管理幹
梅澤茂	専門員兼 管理幹
荒船和夫	専門員兼 管理幹
富田豊彦	管理課長

平	沼	邦	夫	福祉保健 課長兼 会計課長
野	澤	好	博	クリーン センター 所長
今	井	祐	二	環境衛生 センター 所長
小	泉	裕	男	総務課長
坂	本	哲	男	予防課長
赤	岩	和	彦	警防課長
吉	岡	康	明	指令課長

職務のため出席した事務職員

富	田	豊	彦	書記長
千	嶋		浩	書記

午前10時00分 開会

○開会・開議

議長（落合芳樹議員） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第2回秩父広域市町村圏組合議会7月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議事日程について

議長（落合芳樹議員） 議事日程は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○会議録署名議員の指名

議長（落合芳樹議員） まず、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において指名いたします。

13番 齊藤 實 議員

14番 新井 利朗 議員

15番 黒澤 光司 議員

以上3名の方をお願いいたします。

○会期の決定

議長（落合芳樹議員） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（落合芳樹議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○諸報告

議長（落合芳樹議員） 次に、諸報告を行います。

監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

この際、監査委員に説明を求めます。

木村監査委員。

（木村健一監査委員登壇）

木村健一監査委員 おはようございます。監査委員の木村でございます。それでは、例月出納検査の結果につきましてご説明いたします。

お手元に配付されております報告書は、平成24年度における平成25年1月から5月まで、平成25年度に係る平成25年4月、5月の一般会計及び歳入歳出外現金について出納検査を実施したものでございます。これらについて検査しましたところ、一般会計及び歳入歳出外現金とも現金出納簿の各月末残高は検査資料と符合し、正確に処理されておりました。

また、歳計現金等については定期預金及び普通預金により保管されており、通帳、証書等の管理も適切でありました。

なお、平成25年5月末現在の一般会計及び歳入歳出外現金の残高は、平成24年度は2億7,661万6,215円、平成25年度は7億5,121万866円であり、合わせて10億2,782万7,081円であることを確認いたしました。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

議長（落合芳樹議員） 以上で諸報告を終わります。

○管理者提出議案の報告

議長（落合芳樹議員） 次に、管理者から議案の提出がありましたので、報告いたします。

書記に朗読いたさせます。

（千嶋 浩書記登壇）

千嶋 浩書記 ……（朗読）……

秩広管発第211号

平成25年7月24日

秩父広域市町村圏組合議会

議長 落合芳樹様

秩父広域市町村圏組合

管理者 久喜邦康

組合議会付議議案について

本議会に付議する議案を、次のとおり提出します。

記

議案第12号 専決処分について（秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与の臨時特例に関する条例）

議案第13号 秩父広域市町村圏組合職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

議案第14号 秩父広域市町村圏組合技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第15号 平成25年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）

議案第16号 工事請負契約の締結について

議案第17号 工事請負契約の締結について

議長（落合芳樹議員） ただいま報告いたしました議案は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○管理者の挨拶

議長（落合芳樹議員） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 おはようございます。落合議長様からお許しをいただきましたので、一言管理者としてのご挨拶をさせていただきます。

本日ここに秩父広域市町村圏組合議会7月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともに大変お忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

皆様方も先日の参議院選挙、自民党が大勝というか、圧勝と言ったほうがいいかなというふうに思いますが、これで自民党と公明党、自公連立ということで、これから大きく世の中も、保守系ということで動き出すと。いろいろTPPの問題等々課題も山積しております。景気はどうかと。景気がこのままいい景気が続けられるかどうか、経済がどうかとか、いろいろ日本の中でも懸案事項はたくさんございますが、そういう中におきましても、私はやはり地方が元気にならないと国がよくなるというのが自分の信念というか、本当にその気持ちでいっぱいでございます。とにかく地方にきちんと目を向ける。地方に対していろいろな、具体的に言えば経済援助等々いろいろ行っただけ。そして、地方が元気になる。そして、国全体が豊かになる。そういう道筋がこの日本で描かれれば、本当に一番だというふうに思っております。そのようなことを主張しながら、また議員各位におかれましてもいろいろな形でご支援いただき、秩父地域が発展するよう議員各位ともども一丸となって頑張ってまいりましょう。

そのような思いを最初に申し上げながら、これから広域議会の内容について申し上げますが、まずもってさきの6月の長瀬町町長選挙におきまして大澤タキ江さんが当選をされたということで、長瀬町におかれましても大澤芳夫町長様が本任期をもちましてご勇退されるということでもあります。本組合議会の会議にご出席いただくのは今日が最後となります。

大澤芳夫町長様におかれましては、平成13年7月30日に長瀬町町長にご就任されると同時に、広域組合の理事にもご就任していただきました。以来3期12年の長きにわたり広域行政進展のために大変なご尽力をいただきました。最近の仕事といたしましては、何といたっても消防分署庁舎の統廃合ということでもあります。長瀬分署と皆野分署の統廃合の際には、大澤町長様にご英断をいただき、

そして石木戸皆野町長様とともにいち早く北分署ができたこと、議員の皆様もご承知と存じます。本組合におきましても、大澤町長様の存在は非常に大きかったと考えております。そして、何といっても彼のユーモア、そのユーモアが本当に、そしてまたいつときの清涼飲料水を飲んだようなすっとした気持ちになり、そういう中で私といたしましても一緒に仕事をさせていただいたこと、大変うれしく思い、また感謝しても尽くし切れないというふうに思っております。

大澤芳夫町長におかれましては、どうかお体をご自愛をいただき、退任後も地域発展のためにまたご尽力いただきますこと、そしてお元気で幸せにお暮らしいただきますことを心からご祈念申し上げます。大澤町長様の退任のご紹介とさせていただきます。大変お疲れさまでした。(拍手)

さて、さきの本組合議会臨時会の私の挨拶の中で、本組合の根幹にかかわる事業が今後4年間でめじろ押しであるというお話をさせていただきました。これらの事業は、今着々と進行しております。本日火葬炉設備工事、消防救急デジタル無線設備工事等々の契約締結等々の内容でございますが、これを議案として提出をさせていただいております。そして、この定例会が終了した後ですけれども、新火葬場建設事業の経過を議会全員協議会にて詳細をご報告をさせていただく予定でございますので、どうかよろしく願いをいたします。

もう一つのことですが、これはこの後の一般質問でもその質問内容が出ておりますが、一般廃棄物収集運搬業務総合評価方式による制限付き一般競争入札についての内容でございます。本年第1回の定例会が2月にありましたが、そこで福井貴代議員から、組合が従来行ってきた一般廃棄物収集運搬業務委託につきましてご質問いただきました。いわゆる随意契約で行ってきた内容、これを今までの経緯、そしてまた随意契約いかにというふうなことで、私といたしましてもかねてからこれに対しては改善したいという思いがあり、また理事の方々にもいろいろご相談した経緯があつて、結果的には今回のような一般競争入札に切り替えてお話をさせていただいたという内容でございます。

5月21日に開かれました議会全員協議会で、事務局長から2月議会以降の経緯、そして総合評価方式による制限付き一般競争入札、これをご説明させていただきましたが、これは2つの地区に分けてその入札を行ったのですが、旧秩父市地区、いわゆる新市の中でも旧秩父市の地区です。それと、周りの新秩父市の領域とともに、そしてあとは4町のところということで、この2つの区域に分けて一般競争入札をしたところでございます。結果的には、業者2者が参加していただいたということ、そしてまた各業者から出されました提案書と入札額を本入札実施委員会で審査をいたしまして、旧秩父市地区は昭和通運株式会社で、旧町村地区、それ以外ですね、これは秩父通運株式会社、これが落札をしたということでございます。

今回の入札では、6月から9月の間に、人員、車両の確保、収集ルート作成及び収集員の業務教育等が行われる準備期間を設けてきたと。このことは、落札業者になってからも車両等の準備ができるようにすることで、入札参加資格のある全ての業者があらかじめ車両等を準備することで、

リスクを負ったりすることがなく入札に参加できるようにしたものであり、リスクを軽減して入札に参加しやすくしたということですのでけれども、本入札に当たってさまざまなご意見もいただいたと。長年、先ほど申し上げましたとおり随意契約によって行ってきた本業務委託ですけれども、その契約形態を見直して、総合評価方式による制限付き一般競争入札とした私の思いというのがここにありまして今回2者が決まったということ、いろいろご意見があるかと思うのですが、質問内容も私も一通り見させてもらいましたけれども、この中で新たな取り組みとしてこれを実施して、公明正大に業者が決まったということ、今後この期間も最長4年という期間となりまして、そしてこれらのほうで何とかこれから進み出すということでもあります。次回の入札に当たりましては、今回の契約の経緯と落札業者の履行状況を見ながら、検討してまいりたいと考えております。以上一般ごみ収集業者の制限付き一般競争入札についての内容でございました。

それでは、議案の概要を説明いたします。本日7月定例会にご審議いただきます議案として、全部で6件ございます。議案第12号につきましては、議決を得る組合議会を開くいとまがなかったことから専決処分をさせていただきました内容で、議会のご承認をいただきたいものでございます。議案第12号の専決処分は、秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与の臨時特例に関する条例で、国家公務員の臨時特例を踏まえた地方公務員の給与の措置要請に基づき、給与の減額措置を行うための条例を制定するものでございます。

議案第13号は、秩父広域市町村圏組合職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例で、再任用の任期の末日の特例として特定警察職員等に係る規定を加えるため、所要の改正を行いたいものでございます。

続きまして、議案第14号 秩父広域市町村圏組合技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例で、技能労務職員の給与の額及び支給方法を一般職職員の例によることとしたため、所要の改正を行いたいものでございます。

議案第15号 平成25年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）で、この補正予算は職員の給与減額措置に伴う人件費の減額、また一般社団法人日本損害保険協会から寄贈いただいた高規格救急自動車の資機材整備、消防西分署庁舎建設に伴う新たな地質調査が必要となりましたので、これらの事業実施に伴う予算措置をしたいものでございます。西分署のほうで地質調査が必要になったということで、予算措置するという内容でございます。

次に、議案第16号 工事請負契約の締結につきましては、新火葬場の火葬炉設備工事の工事請負契約の締結でございますが、これはプロポーザルにより最優秀者となりました太陽築炉工業株式会社と契約を締結したいものでございます。

議案第17号は、工事請負契約の締結についてで、消防救急デジタル無線設備整備事業の請負契約の締結でございます。この指名競争入札の結果により契約を締結したいものでございます。

以上議案の概要を申し上げましたが、詳細につきましては事務局からそれぞれ説明を行いますの

で、十分ご審議をいただき、全てご可決賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに当たりまして、議員各位におかれましては、大変暑い夏が続いております。どうかお体には十分ご留意いただき、健康で、そしてそれぞれの市町発展のために、また圏域全体がますます発展されることに対してご尽力を賜りますように心からご祈念を申し上げまして、管理者としての挨拶とさせていただきます。

本日は長時間になりますが、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○一般質問

議長（落合芳樹議員） これより一般質問を行います。

お手元に配付してございます一般質問通告一覧表に従いまして順次発言を許します。

発言に入る前に一言申し上げます。質問者においては、その内容を端的に述べられ、またこれに対する答弁も要点を簡明に述べられるよう特にお願いをいたします。

それでは、発言を許します。

6番、出浦章恵議員。

（6番 出浦章恵議員登壇）

6番（出浦章恵議員） 6番、日本共産党の出浦章恵でございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

有料指定ごみ袋について。この有料指定ごみ袋の制度が始められまして16年が経過いたしました。平成8年の7月に導入されたこの制度は、当時全国に先駆けて行われたものでした。当時の秩父市長でありました故内田全一市長であります。広域市町村圏組合の管理者でもございました。これを始めたときから、秩父市でも大変市民から不評の声が多く上がったことは今でも覚えております。

さて、今回の質問の1つ目ですが、ごみ袋について、当初から高くて非常に不評だったわけですが、職員の方々の努力がありまして現在値下げがなされてきている状況にありますが、このごみ袋にかかわる入札、契約の状況について伺います。

2つ目は、ごみ袋の有料化制度導入後と比較をいたしまして製造原価は安くなっております。この袋の製造原価の推移について伺いたいと思います。

以上です。

議長（落合芳樹議員） 6番、出浦章恵議員の質問に対する答弁を求めます。

参事。

（飯島起也参事兼業務課長登壇）

飯島起也参事兼業務課長 おはようございます。それでは、出浦議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に、出浦議員さんにおかれましては日ごろから広域行政にご理解をいただき、貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。それでは、有料指定ごみ袋についてのうち入札契約状

況及び製造原価の推移についてご説明のほうをさせていただきます。

ご承知のとおり、ごみ袋導入については平成8年7月から、受益者負担の公平性、ごみの減量化と資源化を目的とし、有料ごみ指定袋により手数料をいただく従量制を始めました。導入当初の指名業者の選定の基本的な考え方は、大きく分け5つございます。1つに製品の一括管理、つまり原材料から袋をつくり、印刷するまでの製造過程、そして製品を保管し、配送までの管理が可能であること、2つに受注に対しまして確実に対応できる能力があること、3つ目に自治体等の受注実績があり、契約が完全に履行されること、4つ目に製品等の安全性、確実性、信頼性において、業界内外で信憑性が高いこと、最後5つ目でございますが、自治体における先進事例から信頼性のある会社であることが判断材料となりました。その結果、東京にあります中川製袋加工株式会社、和田化学工業株式会社、大倉工業株式会社東京支店、福助工業株式会社東京支店及び埼玉県にありますプラス工業株式会社の5者を選定し、指名競争入札を実施して、和田化学工業株式会社と単価契約を行いました。このときの契約単価でございますが、可燃、不燃の小型袋は1枚当たり6円80銭、大型袋は10円で、事業系の袋は13円でございます。

そして、平成17年7月からは、住民の利便性を考慮し、一般家庭用に中型袋を導入し、大、中、小の3種類とさせていただきます。このときは、4者による指名競争入札を行い、契約業者はジェイフィルム株式会社となりました。そのときの契約単価でございますが、一般家庭用の可燃、不燃の指定袋は1枚当たり5円70銭、中型袋は7円15銭、大型袋は9円10銭、そして事業系袋は6円でございます。また、平成23年に一般家庭用の袋の販売価格を平均で約33%引き下げを実施し、1リットル当たりの単価を1円で統一させていただきました。

なお、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、契約業者でありましたジェイフィルム株式会社の宮城県利府町にあります仙台工場が被災し、指定ごみ袋の製造がしばらくできなくなりました。そのため、急遽過去に契約実績のある関東オークラと平成23年4月1日付で随意契約を締結し、その4月、5月の2カ月間は臨時の可燃、不燃ごみ袋として中型の袋を製造し、対応いたしました。このときの臨時の中型袋の単価でございますが、1枚当たり7円でございます。

そして、その年の6月に改めて入札を行いまして、そのときの6月以降の契約単価でございますが、可燃の小型袋が1枚当たり5円30銭、中型袋は5円、大型袋は6円30銭でございます。そして、不燃袋の小型袋が1枚当たり5円65銭、中型袋は5円15銭、大型袋が6円30銭、そして事業系の可燃袋が1枚当たり7円50銭、そして不燃袋は7円75銭でございます。この金額は、平成8年の当初の契約金額に比べて1円50銭から、大きいところで5円50銭1枚当たりの単価は下がっております。

そして現在、当初は5者ありましたけれども、現在は合併あるいは統合等により会社数も少なくなりまして、現在入札に当たっての指名の要件からいきますと、国内に製造工場があり、原材料から製造、印刷、そして在庫管理及び配送まで一括管理可能な業者が組合で把握しているところでは、

本社が静岡県にあります株式会社関東オークラと東京にありますジェイフィルム株式会社2者でございます。そのため、現在はこの2者による指名競争入札を実施しております。

そして、入札は毎年度指名競争入札で行っておりまして、本年度につきましては原材料費の高騰があり、指名競争入札を実施しましたが、不調となり、価格の最も安かったジェイフィルムと随意契約を行いました。そして、現在の契約単価は可燃の小型袋が1枚当たり3円85銭、中型袋が4円20銭、大型袋が5円40銭でございます。また、不燃の小型袋は在庫があり、この時点で発注はしておりません。そして、中型袋は1枚当たり5円、大型袋は6円でございます。また、事業系の可燃袋は1枚当たり7円80銭、同じく事業系の不燃袋は出る枚数も少なく、単価で11円80銭と高くなっております。その結果、先ほどお話しさせていただきました平成23年6月のときの契約単価に比べて、一般家庭用の指定袋においては30銭から1円45銭ほど金額が低くなっております。ただ、事業系の可燃袋については、30銭から4円ほど高くなっている状況でございます。

なお、製造原価の推移については、原油価格の変動、特に最近は円高にもありますが、この円高に伴いまして、袋の製造に欠かせない原料、ナフサの価格変動が大きく単価が変わっております。また、指定ごみ袋の製作枚数によっても製造原価に若干の増減が出てまいりまして、いずれにしても今後とも適切な指名競争入札により業者の選定を行い、安定的に指定ごみ袋の製造等を行ってまいり所存でございますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（落合芳樹議員） 6番、出浦章恵議員。

6番（出浦章恵議員） 6番の出浦です。

先ほどそちらの前に出て質問する際に発言の間違ひがありましたので、訂正してください。ごみ袋について、当初から高くて非常に不評であった、これが現在はだんだんと値下げがされていますという言い方をしてしまいました。これは、製造原価のところでもありますから、現在値下げがされていますが、ごみ袋にかかわる入札というふうに訂正をさせていただきます。3ポイント下がっているというのは最後で言いました。

2つ目は、ごみ袋の有料化制度導入後と比較して製造原価は安くなっております、これはだんだんと安くなっておりますと、そういうことでございましたので、ご訂正を願いたいと思います。

再質問したいと思います。今伺いましたように、職員の方々の努力というのがございまして、製造原価は大変低くなっている、安くできるようになっているということがよくわかったわけでありまして。これについてなのですけれども、まず1点目は、この原価を下げていくということについて言えば、安かろう悪かろうでは困るというふうに思っておりますので、袋の質を落とすということはないようにしていただきたいという、このことをまず思うわけですが、この点についてのお考えはどのようなか、伺いたいと思います。

それからもう一点ですが、先ほどの答弁の中にございました東日本大震災の関係で、一時期間に

合わないということがございました。この指定袋が間に合わないということについては、大変このとき困ったということがあったわけですが、こういった心配がないのか、また今度の契約については遺漏がないように慎重に当たっていただきたいというふうにも思うのですが、この辺について、私たちはこの東日本大震災のときの、このこともありまして、原発はゼロにするという、これが私たちの主張であります。今の政府の物言いでは原発を再稼働していくのだということで進めているわけで、今度の参議院の選挙でも私たちは自共対決だということで選挙を戦いましたが、自民党が圧勝したという状況ですから、これは再稼働に向けて進められていくのだらうと思いますが、このごみ袋の問題、全く関係ないことではなくて、何かがあったときにはまたこういう、この前のような袋が間に合わないというようなことが心配されるわけでありまして、その点について先ほどの質問をしたわけでありまして、2点について伺います。

議長（落合芳樹議員） 参事。

（飯島起也参事兼業務課長登壇）

飯島起也参事兼業務課長 それでは、出浦議員さんから再質問のありました2点についてお答えさせていただきます。

原価が下がることによって、指定ごみ袋が悪かろう安かろうではいかがなものかということで、そのために原価を下げることを考えれば、指定ごみ袋も現在国内生産ということを中心に進めております。この原価を下げるには、日本から外国で製造するというのも一つの方法であります。外国で製造をしますとやはり品質に問題がある可能性がございますので、そういう意味では製品が悪くならないよう、質が落ちないように、今後とも国内生産ということで進めていきたいと考えております。また、この製品の中身についても、毎年契約業者の倉庫あるいは工場のほうに伺って、製造過程について確認を行っております。

そして、2点目の東日本大震災のときに一時指定ごみ袋が間に合わないことがあったけれども、今後はこのようなことはないのかというご質問になるとは思いますけれども、現在の状況ではある程度余裕ストックを見て発注をしております。また、現在業者は指名競争入札を行っておりますので、それによって業者も変わっておりますので、それぞれの業者が秩父広域市町村圏の指定ごみ袋について製造するノウハウを持っておりますので、緊急時の際にはそれぞれの会社にお問い合わせしたいと考えております。

以上でございます。

議長（落合芳樹議員） 6番、出浦章恵議員。

6番（出浦章恵議員） 6番、出浦でございます。

今答弁をいただきました。ある程度ストックをして考えているということにつきましても、このようにしていただくことは結構だというふうに思っております。今回は、よく答弁も理解をいたしましたので、また機会がありましたらこのことについても、さらにもう少し進めたことが、質問が

できるようにしていきたいというふうに思っております。

きょうはこれで。ありがとうございました。終わります。

議長（落合芳樹議員） 6番、出浦章恵議員の一般質問を終わります。

次に、7番、福井貴代議員。

（7番 福井貴代議員登壇）

7番（福井貴代議員） おはようございます。7番、公明党の福井貴代でございます。議長のお許しをいただきましたので、早速質問をさせていただきます。

今回私の一般質問は、一般廃棄物収集運搬業務の総合評価方式による制限付き一般競争入札についてでございます。久喜管理者から既に挨拶の中で経過、また思いについてお話をいただき、ご答弁をいただいたような思いもいたしますが、次回のために必要な質問をさせていただきます。

私は、2月の定例会においてごみ収集業務への参加条件を公にし、参加機会を平等に開いてほしいという住民の声をお届けするとともに、現在の契約方法を変えて、競争の原理を入れてはどうかとの要望をさせていただきました。それに対し、管理者、事務局長より前向きなご答弁をいただきましたこと、今も胸に残っております。事務局長は、廃棄物収集が住民生活に密着した大変重要な業務であり、安全、確実に業務が遂行できることが何より優先との観点から長年2者との随意契約がなされてきたこと。しかしながら、近年ごみ収集運搬の実績を有する業者も育ってきていることから、契約方法の見直しについては、久喜管理者の強い指示により平成22年から調査、検討をしていること。そして、契約の公平性、透明性、経済性の観点から、平成25年には競争の原理を取り入れていくという結論を出したことを伝えた上で、契約の公平性、透明性、経済性を確認しながら、安全確実な業務遂行が担保できるような契約方法に改めてまいりたい、このようにご答弁をくださり、その後管理者からお話がありましたように、新しい入札方法で本年5月23日に入札、5月28日に実施委員会にて審査した結果、落札候補者が決定され、公表をされているところでございます。ホームページに公表をお願いしました私の要望にも応えていただき、誰でもわかるようにしていただきました。ごみ収集業務への参加機会を平等に開いてほしいとの声を受けとめていただき、新たに2つの企業が新規に挑戦することができました。改革を進めていただいたこと、新たな取り組みを始めてくださったことに私はお礼を申し上げたいと思います。そして、その上で、次の入札がさらに公平で透明であることをお願いし、私のもとにお寄せいただいた声をそのままお届けいたします。どうか真摯なご答弁をお願いいたします。

初めに、(1)、入札結果の発表日について。今回は、5月23日に入札を行い、その5日後の5月28日に発表となりました。なぜ入札日の5月23日に入札予定価格が発表できなかったのか。説明書によれば、予定価格は入札執行後に公表するとあります。基本的には、その場で開封して発表すべきではなかったのでしょうか。予定価格が発表ですとって封をあけたのに、発表せずに終わりとなったのはなぜか、このような疑問の声がございました。総合評価方式による制限付き一般競争入

札という少しなじみの薄い入札方法でもあり、この入札方法についてわかりやすい説明をされたのかについても伺います。

総合評価方式によるため、全ての決定は後日であったとしても、予定価格に対して入札価格がどうであったのか、その場で発表、もしくは判断をできるような工夫が必要ではなかったかと思いますが、見解を伺います。

(2)、入札結果の公表について。ホームページで公表された一覧表を見ますと、落札候補者は社名が入っていますが、落札に至らなかった業者はA社、B社と表示され、社名が入っていません。これは不自然であり、公表すべきではないかとの声がございました。また、総合評価値についても、落札に至らなかった業者には点数がついていません。なぜ公表しないのか伺います。

(3)、予定価格について伺います。アとして、2つの区域の予定価格決定の根拠について伺います。入札の結果表によると、秩父市吉田地区、大滝地区、荒川地区、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町区域が5,031万円、そして吉田地区、大滝地区、荒川地区を除く秩父市区域は4,738万円となっていますが、この根拠について教えてください。片や5,000万円を超え、片や4,738万円は少しおかしいのではないかとの声がございました。

イ、次に秩父市区域の予定価格とB社の入札価格について伺います。予定価格が4,738万円に対し、B社の入れた価格が4,740万円で、わずか2万円の差しかありませんでした。不自然であり、調整したのではないかとの声がございます。公平に入札に臨んでくださったと私は思っておりますが、入札の状況について伺います。

ウ、予定価格はあらかじめ決定し、厳重に保管をするのが本来の入札であると思いますが、いつ決め、どこに保管したのか伺います。

エとして、A社とB社は予定価格超過で落札候補者にはなれなかったわけですが、最低制限価格を下回れば失格、このことは理解できますが、予定価格を上回っても失格するという説明はあったのでしょうか。上限価格の設定について伺います。

(4)、今回の入札方法に対する組合側の見解と今後について伺います。入札方法について、私に寄せられた声をそのままお届けしたわけですが、入札日に予定入札価格が発表されていれば、今回の質問や疑問のほとんどは出てこなかったと思います。なじみの薄い総合評価方式による制限付き一般競争入札ということで、価格の入札後、技術面やさまざまな評価がなされ、その後正式に決定するという方法であったために、発表が後日となり、入札価格が調整されたのではないかと疑問を持たれたのではないのでしょうか。入札価格については疑問が出ない方法で、入札時に納得していただくことが大切と考えます。予定価格の発表を入札当日にできないのかを含め、入札の取り組みに対する見解と今後について伺います。

壇上では以上でございます。済みません、選挙で声がかれまして、大変聞き苦しいかと思いますが、お許してください。

議長（落合芳樹議員） 参事。

（飯島起也参事兼業務課長登壇）

飯島起也参事兼業務課長 それでは、福井議員のご質問、一般廃棄物ごみ収集運搬業務の総合評価方式による制限付き一般競争入札についてお答えをいたします。

まず最初に、本業務の契約に対しましては、福井議員さんにおかれましては常日ごろから透明性、公平性及び経済性の観点から、競争入札の導入について貴重なご意見をいただき、まことにありがとうございます。

それでは、1の入札結果の発表日についてでございますが、なぜ入札の当日、予定価格及び落札候補者を発表しなかったことについてでございますが、予定価格の公表は当組合での他の入札においても入札時には公表を行わず、入札後に建設新聞等で発表しておりますので、従来どおりといたしました。また、その入札についての説明も足らなかったのではないかという質問もでございますが、これについても従来どおりの入札時に説明をしている内容で説明のほうはさせていただきました。そして、入札当日、落札候補者を発表しなかったことでございますが、今回の総合評価方式は、総合評価をごみ収集の業務あるいは広域の中でも初めて実施するという事で、参加していただいた業者さんも初めての業者さんが多かったと思います。そういう意味で、技術提案書の作成に対して、参加業者さんに負担をできるだけかけないために、この作成期間を長くとりよう締め切り日を入札の2日前まで延ばしたことで、入札日に落札候補者を発表することができませんでした。

また、今回の総合評価方式による入札日程は、国土交通省が作成しております総合評価方式の活用ガイドラインを参考に日程を調整いたしました。時系列で申し上げますと、本年4月15日に公告、5月21日に提案書の提出締め切り、5月23日に入札を行い、5月28日に入札実施委員会で総合評価審査を実施しました。そして、5月31日に管理者決裁をとり、同日ホームページに公開というスケジュールで進めました。このことから、入札の後に技術提案書の審査を実施いたしましたため、入札時には落札候補者のほうは発表できなかったわけでございます。

次に、入札結果の公表の業者名をA社、B社として公表しなかったことについてでございますが、本年3月実施した新火葬場建設事業での建築設計及び火葬炉設備工事のプロポーザルでございますが、このプロポーザルは議員さんもお存じのとおり公開でプロポーザルを実施しまして、多くの議員さんに傍聴していただき、ありがとうございました。このプロポーザルで選定されなかった業者が、この結果により会社の信頼性などにかかわることも考えるため、あえて業者名の公表はこのとき、プロポーザルでは行いませんでした。また、他の火葬炉設備関係の他の自治体のプロポーザルでも最優秀業者は発表しておりますも、その他については発表していないところが多くございまして、それに併せて今回の総合評価方式においても、この結果によって選ばれなかった業者がまた不利益になることがないように、反対に。そういう意味で公表を行いませんでした。

また、総合評価値が記載されていないことについてでございますが、総合評価値は価格評価値と

提案書の評価値の合計で求めます。総合評価方式による入札を行う場合は、地方自治法施行令第167条の10の2により、予定価格内の業者から落札者とすることが決められており、予定価格を超えた場合、価格評価値が算出できる総合評価値が求められないため記載を行いませんでした。ただし、提案等については、A社、B社ともその作成に多大な時間を費やしていただいていることから、入札実施委員会では提案書の評価を行いまして、その結果を通知をしております。

次に、予定価格についてのうち、ア、2つの区域の予定価格決定の根拠についてでございますが、予定価格はそれぞれの仕様書の業務内容をもとに積算し、決定しております。2つの区域の予定価格の違いでございますが、旧郡部区域は旧市内区域、旧郡部区域は先ほど福井議員さんが言われた旧の町村区域になりまして、旧市内区域は旧秩父区域となっております。それで、この旧郡部区域は旧市内区域に比べ、収集区域が広範囲になることや、一般ごみの収集した後の運搬先が主にクリーンセンターと環境衛生センターということで、旧秩父区域に比べ距離が遠くなります。そのため、実績では旧市内区域に比べ、旧町村区域のごみ収集車の走行距離が1台当たり月1,000キロメートルほど多くなっております。このことから、1台が1日に収集運搬できる回数が旧市内区域に比べて少なくなります。そのため、その対応策として同じ大きさのパッカー車をふやすか、あるいは大型パッカー車に変更することが考えられますけれども、同じ型のパッカー車をふやせば、車両の維持費に加え、人件費等もふえるため、人件費を抑えるため台数をふやさないで現状のままでいけば大型パッカー車ということで、大型パッカー車で積算しております。したがって、旧市内区域に比べ収集運搬距離の長いこと、そして大型パッカー車を導入していることから、当然293万円の開きが出たということでございます。

次に、イの旧市内区域の予定価格とB社の入札金額が2万円しか違わなかったことについてでございますが、予定価格は旧市内区域の今年度上半期の契約金額、税込み金額で4,975万7,400円、税抜き金額で4,738万8,000円のため、この1,000円の位、8,000円を丸めさせていただいて、予定価格を4,738万円といたしました。この2万円高くなりますと4,740万円ということで、上半期の契約金額より高くなりますということで、基本的には最低でも上半期の金額、あるいはそれ以下ということで進めてまいりましたので、予定価格もこのような金額となりました。また、予算残額の税抜きでいきますと4,738万8,190円ということで、これもB社の入札額4,740万円よりも低く、そのため予定価格よりも2万円ほど高い金額でございますが、上半期の契約金額及び予算残額より高い金額でございましたので、予定価格オーバーという形になりました。

次に、ウの予定価格はいつ決定し、どのように保管したかでございますが、決定については事務局としては今年度上半期の契約金額及び予算残額から、本入札の告示日ごろには、内々にはこの程度かなと、先ほどお話しさせていただいた金額には決めておりました。そして、正式に管理者に決定していただいたのが5月20日でございます。そして、予定価格決定書の保管についてでございますが、正式決定書、入札を担当している管理課が鍵のかかるロッカーに入れ、厳重に保管をいた

しました。また、入札後に予定価格を変更したということは、こういったことから一切ございません。

次に、エのA社、B社が予定価格評価で落札候補者になれなかったが、上限価格の設定があったのかについてでございますが、予定価格イコール上限価格ということで広域組合も考えておりますし、公告文書にも当然そのように記載はしてあります。基本的には上限価格、つまり予定価格を超えれば、この説明の最初にもお話しさせていただきましたが、地方自治法施行令第167条10の2により落札候補者になることはできません。また、この予定価格をオーバーした場合は落札者にならない旨は公告の文書でうたっております。

次に、4の今回入札方法に対する組合の見解についてでございますが、本業務の契約方法について、22年から検討し、そして福井議員の2月の質問がありました。その前後から今回の入札について、より具体的に検討を進めてきました。指名競争ですか、一般競争ですか、あるいは総合評価ですか、いろいろと検討してまいりましたけれども、本業務は年始の三日、そして日曜日及び12月3日の夜祭り、これ以外は原則毎日、広い秩父圏域のごみ収集運搬業務を適切に行っていただいて、地域住民の生活環境を衛生的に安心、安全に保つ重要な業務がございます。そのため検討した結果、総合評価方式による制限付き一般競争入札に決定いたしました。入札の結果は、既存業者が豊富な経験を生かし、すぐれた提案があるとともに、入札額においても業務内容を精査し、他の業者より低い額で応札をし、落札候補者となりました。しかしながら、新規業者の方につきましても、初めての総合評価方式の入札で、提案書作成には大変ご苦労され、その内容的には努力の内容は認められて、実施委員会でも総合評価はありました。ただ、やはり今話したとおり既存業者のほうがそれ以上にまさっていたということになります。

なお、競争入札を実施し、透明性及び公平性の確保、そして契約額の削減ができたことは一定の成果があったと考えており、今後地域住民の方に理解をいただけるような競争入札に積極的に取り組みを進めたいと考えております。

また、最後になりますけれども、予定価格の公表につきましては、一番最初にお話ししましたが入札執行時には公表しておりませんでしたけれども、今後については入札執行時、落札者が決定しましたら速やかに公表できるように入札の内容について検討して公表する方向で進めていきたいと考えております。また、総合評価方式についても、広域としては初めて行った点がございますので、今後総合評価を行っている自治体等にいろいろと伺いながら、よりよい総合評価を目指して、また多くの業者さんが参加できるような入札を進めていきたいと考えております。

以上で答弁を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（落合芳樹議員） 7番、福井貴代議員。

7番（福井貴代議員） ご答弁ありがとうございました。

本当に入札ということ、私も主婦出身でありまして、私自身が余り入札に詳しくないものです

から、私のところにお寄せいただくさまざまな疑問に対して、うんうんと聞きながら、本当に透明感がある、公平性を保つということの重要性を感じたわけなのですけれども、実は今回の入札に際しても、業者様のほう、どちらの新規に参入される方のほう、また従来やっていたいただいた方のほうからも、結局不透明で、疑問と感じた部分が多かったからだと思いますが、調査が必要だというような声までいただきました。

今の本当にご答弁の中で皆さんが理解をいただきながら、入札制度の理解も深めていくことができるといふふうには私自身も思ったわけなのですけれども、例えば予定価格が上限価格とイコールであるという点とか、これがはっきりわかれば質問の1つがなくなりますし、また先ほど予定価格の公表、発表もしてくださるということで、考えてくださる方向ありがたいと思います。また、この説明書を読んだときも、予定価格、入札執行後に公表すると書いてあるのです。この公表が発表というふうには受けとめた可能性もあるのです。その場で封筒開いて、では発表しますと言っていたいて、開いたときにその場で言っていたら業者さんは思っていたようです。ところが、結局総合評価方式ということで、決定は後日になってしまうことから、このタイムラグの中で、自分たちの知らないところでやりとりがなされたのではないか、このように思われてしまった可能性が大きいと思うのです。そういったところで、やっぱりそのときにはっきり出ないこの入札の方法について、これから工夫が必要だと本当に思ったのです。やはり疑問を持たれないやり方、入札の発表の仕方、それにこれから工夫を重ねていただきたい。これが私今回いろいろな要望をいただきながら、全てはその一点にあったのかなというふうには思います。非常に重要なポイントだと思ひまして、これだけは今後よくまた検討を重ねていただきたいと思ひます。そしてまたこれからの、今の答弁の中で入札に対する総合評価ということとか理解を深めていただいて、次回の入札ではもっと公平性、透明性があったと実感できる入札になることを私も願っております。

その上で、また3点ちょっと質問をさせていただきたいのですが、先ほど管理者のご挨拶の中にもありました。次に行われる入札の時期をどう考えていくかということでございます。契約期間については、1年1年更新ということがうたわれているわけなのですけれども、企業側からの質問に対して、管理者が必要と認めるときは最長4年間延長できるというふうにありました。落札候補者には、よほどの落ち度がない限り、次は平成29年というふうな理解、4年後というふうな理解になるのでしょうか。この辺のところをちょっとお聞きしたいと思います。やはりかえのきかない特殊車両を持ちながらやっていただく仕事なので、1年1年変わっていくということのほうがむしろ大変だなというふうには思いますので、ある程度期間を置きながらというふうには私は思っていますけれども、その辺のところを確認させていただきます。

2点目に、やはり同じように企業のほうから質問書が出ておりまして、その回答書にある内容なのですけれども、逆に契約期間を延長できない。その理由の一つの中に、一般廃棄物以外のごみの搬入を行ったときというのが入っています。この中に、医療用廃棄物の搬入はこれが当たるかどうか

か、これを確認しておきたいと思います。以前私医療廃棄物のことで一般質問させていただいていますが、やはりできれば私はこれを明示していただきたいという思いがあるものですから、その点について確認をさせていただきます。

そして、3つ目の再質問なのですが、今回の入札、本当に新規に参入を考えた企業さん、本当に勇気を奮い起こして参入というか、考えて、挑戦をされたと思いますが、かなりハードルが高かったと思います。ですが、その企業さん方は大変よい経験を積むことができたというふうに感じているらっしゃるようです。逆に、従来頑張ってきたらっしゃっている企業さんたちがどれほどの思いで努力を重ね、頑張ってきたらっしゃっているかもまたわかってきたというような感じだと思います。しかしながら、次回もこの入札方法で行われるとしますと、新規参入の可能性は低い、ゼロに近い、そんなふうにも感じてしまうというふうに言っております。ごみの種類で分けるということとか区域分け、あるいはパッカー車を組合で所有し貸し出す等の検討がされない限り、現状のまま従来の企業がずっとやっていく状況が続いていくのかなというふうに感じてしまうわけですが、この点について見解を伺います。

以上3点お願いをいたします。

議長（落合芳樹議員） 参事。

（飯島起也参事兼業務課長登壇）

飯島起也参事兼業務課長 それでは、福井議員さんの3つの再質問についてお答えさせていただきます。

まず、今回入札で、その後告示文書の中にもうたっております契約の再延長についてでございますけれども、今回は既存の業者と契約、現在まだ落札候補者ということで、今落札が決まっておりますので、今後必要な提出書類がありますので、それを確認して契約者となって、10月1日から契約をする計画になっておりますけれども、もし新規業者がとった場合、最長4年できるけれども、今後1年でしてくださいといった場合には、やはり新規業者の方に大変申しわけないこととなりますので、そういう意味も含めて29年まで延長できるとうたっておりますので、やはり既存の業者がとったからと、あるいは新しい業者がとったということで、そこら辺を区分けするのは決して、今後のごみ収集の信頼関係を保つためにはそういうことをなくして、1つの業者が今回ごみ収集の運搬業務をとったということで、特に大きい問題がなければ今後再延長でいく方向で事務局内でも検討はしたいと考えております。

続いて、2番の一般廃棄物収集運搬の中で、違反した場合は延長を認めないよというご質問の中の医療廃棄物のことですが、医療廃棄物というのは産業廃棄物の中でも、またより厳しい特別産業廃棄物ということであり、医療廃棄物になれば万が一注射針等も入っていて、それによって収集車の方、あるいはごみ焼却場のほうでその針に刺された場合、感染とかいろいろな大きい問題も出てきますので、そういう意味では一般廃棄物の中に当然入るべきものではありませんし、もしそんな

ものが入っていたら、こちらとしてもその物を入れないようにとお願いしておりますので、医療廃棄物を一般廃棄物で搬入しないということについては、明示することについては、またこちらのほうでも再度検討していきたいと考えております。

続いて、3点目の今回新規業者の方についてはハードルが高かったということで、今後また同じような総合評価、入札を行う場合、総合評価でやるのか、あるいは総合評価の内容、あるいは区域、いろんな分け方があるのではないかとということで、まず地域分けですか、現在大きく2つに分けておりますけれども、これをもう少し小さく分けたらどうですかということだと思っておりますけれども、やはり広域組合で行う業務の目的として、これはもう機会あるごとに事務局側からお話ししていることで、くどいようでございますが、1つの自治体で業務を行うのが困難なものについては、また経費がかさむことなど難しい業務については組合が取りまとめて、市町の業務を行っていることによつて、本来の業務を行いながら経費の削減を図るということが大きな目的になっておりますので、これを現在区域を小分けにすることは、やはり経費の増加が見込まれることとともに、小分けにすれば受託業者についてもそれぞれその業務に対する人員の数、あるいはパッカー車等の専用車両の数も当然少なくなります。そうしますと、緊急時の対応についてもなかなかできず、支障を来すことも考えられますので、やはりある程度の業務内容を持ってパッカー車と専用車両及び人員についてもぎりぎりではなく、ある程度の余裕を持った中で緊急時等に対応できるような対応性を整えておいていただいたほうが地域住民の方の衛生上の安心安全が守れるかなと考えております。

続いて、発注業務の業務内容の収集の内容についてをもう少し分けたらどうですかというご質問でございますけれども、確かに現在パッカー車が主流に動いて収集をしているわけですが、資源ごみ等については、平ボディーで収集を行っている内容もございます。それについては、平ボディーについては入札も参加しやすいというところがございますので、今後地域住民の、どのように問題なくできるかということについて広域組合で検討しながら、また経費の削減を見ながら、将来のことを見据えて検討はしていきたいと考えております。

そして、最後3点目で、パッカー車を組合のほうで所有して、その貸し出しはどうかということでございますが、他の自治体等でも、あるいはほかの車両についても、その自治体で車両を持って貸し出しているところもあるということですが、ただそういう場合は車両台数も少なく、なかなか業務が臨時的なものについて車両を貸し出しているということで、1年あるいは長年にわたってその業務を行う場合は、車両貸し出しについてはやはりその管理等、責任問題等いろいろございまして、再度その辺についてももう一度検討させていただきたいと思っております。

福井議員の3点の再質問については以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（落合芳樹議員） 福井貴代議員。

7番（福井貴代議員） ありがとうございます。もう本当に検討する事項がまだまだたくさんあるということで、次まだ期間がございますから、しっかりと検討を加えていただければありがたいな

と思います。

再々質問はないのですが、管理者の久喜様に、今回のことでずっと一番やっぱり心配され、取り組んでくださったのは管理者ご自身でありますし、今回こういった声を実際あって、恐らく組合側が進めてくださった入札の中身と企業様のほうの認識が大分ずれていたということが大きな原因だと私は思うのですけれども、こういった透明性、公平性をきちっと保ちながら入札をしていく、その点について管理者はどのようにお考えになっていらっしゃるのか、見解を伺えればと思います。お願いいたします。

議長（落合芳樹議員） 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 再々質問にお答えをいたします。

私も広域の管理者に、お世話になりましたもう4年、5年目になるわけですがけれども、広域の中でいろいろな契約が行われ、私もそれぞれ立场上決裁をしていく中で、やはり随契が多いなという感じは本当にしております。ただ、この施設、クリーンセンターにしろ、またいろいろな専門的な設備等々が多い中ですから、それを継続するという事は、随意契約でいたし方ないということが職員から説明を受け、果たしてそうなのかなということをずっと考え続けてまいりました。でも、できるだけ公明正大に透明性を高めて、そういう意味でできないことはないかということで、今回の一般ごみ収集に関しての入札ということを始めただけですが、ただいろんな方々からこの話を進める上で、ごみを集めてくれるのでトラブルがあるかどうか、また時間がどうかとか、そういうふうなご心配をいろいろなところから寄せられておりました。

今回たまたま前の業者が落札候補者になったということで、ほっと胸をなでおろしているというのが正直なところなのですが、いずれにしても新たな業者、この4年後、マックス4年後ですよね。そこでまた決まったときにも、トラブルがなくスムーズに新規業者ができるような、そのような仕組み、今議員がご指摘のとおり反省点もあろうかと思えます。市の場合には公表してはいますが、公表できなかったということもいろいろなテクニック上の問題だけだと思いますので、ですからその辺を、今回質問いただきましたが、それを全て検討して、次回にはこういう質問が二度とないように取り組みを強化していきたいと思っております。

また、この広域のいろいろな業務等々もこれからも少しずつ改革を進めていく、つまり随契をできるだけ減らして競争入札をしていくという、そういうことを、その改革をまた管理者という期間、与えられた期間やらせていただきたいと思えますので、どうか議員の皆様にも大所高所からいろんなご意見、またご協力等をいただきたいと思えます。

以上です。

議長（落合芳樹議員） 7番、福井貴代議員。

7番（福井貴代議員） ありがとうございます。改革をさらに進めていくよう努めてくださるとい

う管理者のお言葉、力強く感じました。本当に4年後、私は広域の議員でいるかどうかわかりませんので、どうかきちんと検討いただくところは検討いただき、私はこの廃棄物、人間が生きて死んでいく、また生活していく、その最終章を担っていただく大切な大切な仕事だと思っています。この廃棄物の処理を支えてくださる方たちがいなかったら、まちの中がごみであふれて、きれいにもならないし、大変なところになってしまいます。そこを担ってくださっている業者様たちを大事にしながらも、しっかりとこの業務、入札を公明正大にやっていただく努力、これを本当にくれぐれもお願ひしまして質問を終わります。ありがとうございました。

議長（落合芳樹議員） 7番、福井貴代議員の一般質問を終わります。

次に、16番、小菅高信議員。

(16番 小菅高信議員登壇)

16番（小菅高信議員） 議長からご指名いただきましたので、一般質問をさせていただきます。選挙ではないのだけれども、風邪でちょっと声の出が悪いので、お聞き苦しい点がありますけれども、よろしく願ひします。

議長から先ほど、質問を端的にしろと、答弁も端的にしろという指摘がありましたが、私の質問は非常に簡潔でございまして、しかしよく考えてみると、いろいろ意味がある質問なのですが、今後の広域行政について、公立病院というものを広域の行政で経営していくという考え方、あるいはそういう執行体制があるかどうかということをお聞きするわけです。それについて答弁が、全く今考えていないという10秒ぐらいで終わってしまうのですけれども、質問のほうももうちょっと踏み込んで質問いたしますので、ご検討いただいて、明解な、そして誰が聞いてもわかりやすい答弁をしていただきたいというふうに思います。

この広域行政というのは、歴史は繰り返すので、久喜管理者のおじいさんに当たる久喜文重郎市長のときに、議会のほうは福島町長のお父さんに当たられる福島幸八さんが議長のとときに発足したわけです。それから40年以上たっておりますけれども、当時の状況と現況はいろいろな状況で、大変大きな変化があったと。そういうのを考えてみますと、社会情勢が大きく変化しているということです。これは、私はこととして議員26年目ですけれども、私が議員になったときの秩父谷の人口、小鹿野町の人口、そういうものも頭の中にそのとおりに入っているのだけれども、日本の人口が1億2,000万人、秩父広域の人口が大体12万人、小鹿野町が1万3,000人近い1万2,000人、その半分が吉田町6,000人、またその半分が両神村で3,000人、横瀬は1万人になろうとしていて、長瀬は8,000人と、そういうような状況の中で物を考えていた。

そうすると、今はかなり違うのです。両神と小鹿野が合併いたしまして、今の小鹿野の人口は簡単に足し算すれば1万5,000人以上いなくてはならないのですけれども、もう既に1万3,000人を切ろうとしている。長瀬町においても、先日の選挙で何人人口おったかわかりませんが、8,000人がもう6,000人台、7,000人を切ったというのが現状だろうと思います。さらにさらにこれから人口

は減り続けていく。そういう中で、秩父盆地の中の人口は10万人を切るというのは、もうそう遠くない時期に来るだろうというふうに思っております。この人口の減少、それから高齢化、少子化、こういうものが今後行政を担う市長さん、町長さんの考えの中で、どういうふうなことをやっていったらいいかというのが、この広域の行政というものをフルに活用してやっていただきたいと思えます。

2番目は、医師不足という問題です。医師不足というのは、本当に秩父谷には医師が不足しているのだろうかということは、私にはわかりません。例えば公立病院の医者というのは、小鹿野町立、町立病院を持っておられない町村もあるので、小鹿野の病院のことについてちょっとお話ししますと、前は渋谷の大橋の東邦医大さんというところに大体お願いして、そこでやっていただけなのですが、自治医大の卒業生の方、埼玉県に大体年間9人から10人割り当てが来ます。そのうち小鹿野の病院には、最高6名のお医者さんが来ていただいたのです。秩父の市立病院に3名の方、大滝の診療所に1名とか、名栗の診療所に1名とか、大体9人、10人の自治医大の卒業生が秩父谷に全員です。埼玉県の割り当ての全員が秩父地域に来ていたのです。

そういうものがどういうふうに変化しているかということ、今年度何人来たか詳細つかんでいないけれども、最大6人来ていた自治医大の卒業生が小鹿野に3人しか来ていただけていない。だけれども、小鹿野全域見ると、民間の医院というのは7医院あるのです。これ歯科医院を含んでおりません。7医院ありまして、それでお医者さんの数、医師というふうな資格を持っている方は13人西秩父においでになる。これは、小鹿野と旧吉田町と両神と、そこに7つの医院があって、13人の医師国家試験を受けた医師の方がおいでになるのです。それに自治医大から3名来ている先生と、町長がお願いして頼んでいる常勤の先生が2名で、5名でやっております。これが、西秩父の医師が、5~6,000人のところにそれだけの医師が少ないのかどうかというのは私はわかりません。秩父全体がどういうふうになっているかということもわかりませんが、そういうことが町立病院はどんどん医者を雇って、どんどんよくなればそれでいいかということ、そこで13人のお医者さん、7医院の人もそれぞれ患者さんを獲得して、生活していくということもあると思うのです。だから、そういうことも含めて、民間の医院、民間の医師会の先生方、あと公立病院のありようというのをどういうふうにしていったらいいのかというふうなことは、私は常に考えております。

公立病院というものは、実際はサービス事業なのだと。サービスの的にやるのが本来の趣旨なのか、あるいは営業、商売としてやっているというのが姿なのかわかりません。公立病院というのはどっちの運営に置いたらいいのか。秩父の市立には、市立病院があるおかげで、地方交付税の中で幾らお金が算入されて来ているかわかりませんが、これは総務省の話というのはよくわからないのですけれども、小鹿野では町立病院があるおかげというか、あるので、約20億円余りの地方交付税のうち1億円が町立病院がなければ1億円加算がなくて、町立病院があるから1億円加算になるというふうに言われてきている。これは、総務省に聞いたってそんなこと言いません。算定の根拠

は明らかにしません。町の財政担当課は、ずっとそういうふうに言われてきている。

それで、いろいろ町長かわりまして、黒沢良平町長が町長のころは景気もよかったし、財政力もあつたから、命のためならば2億円や3億円出すということは安いものだというのを、これを壇上で答弁をされたわけです。簡単に言えば、1億円が地方交付税の中に来ているというのは、1億円までの赤字ならば、これはいいというのが歴代の町長の基本的な考え方です。今の福島町長もそういう考えだと思います。その後関口町長になりまして、福島町長になったのですけれども、その範囲でおさまっている年もあるけれども、大きく赤字を出した年もある。そういうもので、公立病院というのは本当にサービスのやるということが、命のためなら2億円、3億円出してもいいのだと。安いものとは言わないけれども、当然なのだということであるならば、病院を持たない自治体の方も、経営者の感覚でこの参加をしていただく必要が私はあるのではないかなというふうに思います。

それと、そういうことを考えてみて、公立病院というものと一般の病院、あるいは民間の医院というもののすみ分けをどういうふうにしていったら、当該医師会ともぶつからないで、あるいはお互いのハッピーのために、収入のこともありますから、そういうこともあるから、医師会の先生方とぶつからないで秩父圏域の医療をどうカバーしていくかというのが大切なことなのです。

例えば今小鹿野町の病院では、外科の手術はできません。おとといこの質問書を出して、事務局に行ったら驚いたのですけれども、外科の手術は町立病院ではできません。それから、2次救急の輪番、当番医制もまことに残念なのだけれども、今はご遠慮ではなくて、できなくて申しわけありませんと言っています。あれだけの外から見ると大きな病院で、今小鹿野の病院でできる手術というのは整形外科の手術と眼科。眼科の先生は防衛医大から来ていて、白内障と、その手術だけで、できないというのが現状です。それならば、小鹿野の病院というのは、どう目的で地域住民、小鹿野町民だけでなく、地域にどういうふう貢献していったらいいかということも、皆さんでひとつこの質問を機に今後考えていただければと思います。

民間の病院というのは秩父に幾つあって、医者が何人いて、それで人口1万人当たりの規模というか、人数がいいのだからかわからないけれども、公立病院ではこういうふうに医師が不足している。しかも、今まで自治医大の卒業の先生方は全部秩父に来ていたのですけれども、深谷あたりから物すごいエネルギーで県の医事課のほうへクレームつけて、何も秩父に全部やることはないだろうということで、今、今年は深谷にも自治医大の先生行っているのではないかと思うのです。そういうことになりまして、秩父だけがいいということではなくて、お互いに我慢しながら、これをどういうふうにやっていったらいいのか。ですから、小鹿野の病院は手術もできないし、輪番制もできないのだけれども、療養型のベッドをもう少しふやすとか、急性期の患者は市立病院にお願いするが、術後の患者さんについて、計画や細かなケアをしているとか、そういうことをしたり、リハビリテーションをしたり、そういうことをしていると。そうすると、今度は経営的には非常に苦しくなる

のです。

そういうことも総合的に考えた上でご検討いただいて、広域全体でこの問題は、管理者、副管理者も、理事の皆さんも議員も一体となって考えていただいて、今後の指針を示していただかないというふうに思います。とりあえずは、管理者からの答弁をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（落合芳樹議員） 16番、小菅高信議員の質問に対する答弁を求めます。

管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 話は聞いていたのですが、答弁書は全くございません。ですから、私の思いということでお話をさせていただきます。多少文脈がおかしいかもわかりませんが、お許しいただきたいと存じます。

まず、今後の広域行政、特に公立病院のあり方ということだと思います。議員ご指摘のとおり人口が少しずつ減っておりまして、私といたしましても非常に残念な思いがしまして、秩父市のほうも全ての施策は人口をふやすという、その一点を目標にいろいろな事業を組んでおります。そういう中で、地域がやっぱり一丸となっていろいろな取り組みを行っていく。広域的なものでできれば、そちらのほうにいろいろな業務を移行しながら、市独自でできること、町独自でできること、これをきちんと分けて、これからはいろいろな行政を行っていかねばいけないなというふうに思います。ですから、40年前この広域市町村圏組合ができたとき、そのときの状況とは随分変わっており、これからさらにさらに変わっていくというふうに思います。そういう中で、先日、2日前か、総務省のほうからこの定住自立圏に関しての、今のちょうど専門の課の方がおいでになって、いろいろな意見交換をしたのですが、定住自立圏構想、これは今後のサービス部門でいろいろな協議をしていく、また締結をしていく、実際にサービスが行われる、これは非常にいいことだと思っております。ですから、今後定住自立圏部門というのを強化していかねばいけないなと思っております。

もう一つは、今回それとはまたちょっと離れますが、水道の広域化ということもあります。これも秩父市の場合にはもう水道管が老朽化している、ほかの長瀬・皆野もそうでしょうし、小鹿野もそうでしょうし、そういう意味で、そういうところを1つの地域として捉えていく、これも広域行政だと思うのですが、そういう意味で今後この広域というのを、この広域市町村圏組合に1カ所に押しつけるかというふうな、はめ込むかということは、まあ、なかなか難しい問題だと思うのですが、いずれにしてもその仕組みをこれからつくっていかねばいけないと。これからの人口規模に合わせた仕組みをつくるということ、これが大切だと思っております。

その中で、今度は公立病院のあり方について話を戻してまいりますと、まず議員ご指摘のとおり小鹿野町立が東邦医大からおいでになっていたという経緯も知っております。現に今6人の自治医大の先生が3人になってしまっていると。私といたしましても非常に残念な思いがします。昔町立

病院で手術をしたり、そしていろいろ救急医療で第一線を担っていた病院というのが少しずつさま変わりしているということ、これも非常にある意味寂しささえ感じるものがありますし、また小鹿野の町なかに知り合いがいて、話を聞きますと、町立病院でいろいろ行ってくればいけれども、腹が痛いとか何かのときに秩父の町なかまで行かなくてはならないなというふうなことをいろいろ言われて、市長何とかしてくれよとかいうふうなことをよく言われるけれども、私は小鹿野町立の者ではございませんのでお茶を濁すような言い方をしたのですが、それが町民の願いではないかなというふうに思うのです。

ただ、そうならざるを得なくなってしまったというのは、これはここから先は私見になりますが、自分の意見です。これは、あくまでも国の医療行政の失敗です。具体的に申し上げれば、何度かこの議会でも言うておりますが、医局に医者がいなくなってしまった制度をつくったということです。つまり大学を卒業すると、私が卒業したのが昭和55年、もう大分前の話になりますが、大体その医局、大学の医局に行くというのがほとんど95%ぐらいなのです。うちの場合には新設医大ではなかったもので、埼玉医大とか東海大学とかからも結構医者が来ていました。医局に結構たくさんいたのです。医局の中でも一人前の医者を育てる仕組みができていたのです。ですから、私は麻酔もかけられますし内視鏡もできるとか、いろんなことをきちんと研修するシステムがあったのです。それが医局に医者がぐっと少なくなった原因は新臨床医研修制度、つまり医局にいなくても、例えば違う病院、具体的にここだけの、例えばの例ですけれども、聖路加病院に行きたいといたら、そこに試験を受けて、聖路加病院のマッチングがあれば聖路加に行ってしまうわけです。とか虎の門に行ってしまうわけです。要するに派遣とは関係ない病院にも行ける仕組みを国がつくってしまった。結局医局に医者がいなくなってしまった。つまりその影響をこうむったのがまさに町立病院であり、市立病院です。

そのことで医者をふやそうという、医者を何とかしようというので動いて、今も私は動いておりますが、自治医大にお願いせざるを得なくなってしまった。でも、自治医大のほうももうこれ以上出せないというふうな話もちろん聞いており、それが6が3になったという結果だと思えます。ですから、これから医者がいれば、病院も経営がきちんと成り立ちます。医者の数にその経営はほぼ比例しております。医者が2人ふえれば、その経営のほうも2倍ぐらいふえてくるということですね。これは、相関していると思っていただければ。ですから、これから6が3になったというのは、小鹿野町立病院の経営が大変厳しくなると思えます。

市立病院のほうなのですけれども、これは9月議会前なので、大ざっぱな数字でご容赦していただきたいと思いますが、今秩父市の場合には2億8,000万円ぐらい、その前年度が2億6,000万円ぐらい、市から、一般会計から病院に繰り出しています。その結果、病院のほうも企業努力をしました。いわゆる経営努力をして、つまりいろいろ薬を病院内で購入しますね。購入するお金等々、それも一般の業者を入れて、それぞれ入札をかけていったと。結局入れるお金自体も、使うお金自体

も大分少なくなったというのも事実です。それで、実際のどの程度かといいますと、収入が27億円、支出が26億円、これが24年度の今のところの概算です。これ議会前なので、細かい数字はちょっとご勘弁ください。つまり9,000万円の黒字です。これは、実はその前の年がやっぱり8,000万円ぐらいの黒字等々で、結果的に前年度が5,200万円ぐらいの余剰金を持っておりまして、合計1億5,000万円ぐらいの今回プラスが出てくるだろうというふうに思っています。

結果的にはその医者を、秩父市の場合、市立病院ではふえてきたということがありますので、結果的にそれが救急医療に対して小鹿野町立のほうができなくなった分、また秩父病院が週2日も救急輪番がもうできないと言われたので、1日しかできないというので、結局それも来たわけですよ。ですから、週3回今救急輪番やっているわけです。あと、それに土日が入るわけです。ですから、そういうことで医者がふえたということで救急が対応できたということで、1億5,000万円の黒字を出していたと。実は、これ3年連続黒字です。要するに金を、繰出金を、栗原市長のときは3億6,000万円ぐらいの繰り出しをしていたのですけれども、1億円ぐらい減らしながら黒字出していったと。これが医者の数をふやして救急対応したということ、いろいろあとは薬のこともさっき言いましたけれども、企業努力もしたと。

結果的にはそういうふうな形で、今後のあり方といたしましては、小鹿野町民の願いはやはり町立病院できちんとした救急医療まで、手術までできる病院というふうにご希望だと思います。それは重々承知しておりますが、今のこの医療行政、国のこの失態による地方に医者を回せないような、そういうふうな行政の失敗によりまして、これからは町立病院に医者が来るという可能性は極めて厳しいと思いますし、秩父市立病院も同様です。

であれば、これは私の個人的な考えなのですが、やっぱり秩父地域が1つの医療圏として、広域化ということを中心に視野に入れた運営をしていかなければいけないというふうに思います。ある程度市立病院のほうに救急関係を集約しながら、町立のほうが、さっきお話しいたしましたリハビリ、また高齢者福祉施設等々、いまこれ立派に経営されておりますので、小鹿野の一つの特徴だと思います。そういうふうな特徴、個性を生かした病院運営というふうな、療養型施設、そういうふうなものをきちんと充実させていくということが一つの方向かなと。そしてまた、ちょっと入院が必要だとか、そういうことと、あと2次救急まではいかないですけれども、1.29ぐらいですか、そのような救急システムの継続ということは何とかしていくと。市立病院のほうも町立のほうに医者を送って、手伝いをしていくということも、逆もあると思います。町立の整形の先生に市立病院に来て手伝っていただいていると。それも現に行われておりますけれども、そのような仕組みをきちんと使って、連携し合ってやっていくということが大切です。

それとあと、最後に今後の地域医療ということなのです。今公立病院の話しましたが、今度地域医療を考えたときに、実は折しもきのう市立病院の運営協議会がありました。文教福祉委員長と一緒に話をしてきました、大体2時間じっくり話をさせていただきました。突き詰め

るところどうかというと、地域医療と……医師会ですね。医師会とその公立病院がきちんと連携確保する必要があると。つまり何でもかんでも当番医の輪番制の病院に来ていただくとかそういうことではなくて、かかりつけ医という制度がありますので、そういう病院でできるだけ対応してもらおうということですね。それによりまして、救急、2次救急は本来行う必要のある疾患に対して行えるというふうなすみ分けをしていくべきだという、そのような形で会議が決まったということでございます。

今後は、そういうふうな医師会との連携と、そして病院、公立病院のある程度集約化というふうなことを少しずつ行いながら、そして経営も健全化していくというやり方、こういうふうなことが必要なというふうに思っております。

以上です。

議長（落合芳樹議員） 16番、小菅高信議員。

16番（小菅高信議員） いろいろありがとうございました。管理者から水道の話が出たのですが、通告をしておりますけれども、水道の広域化準備室というのを来年の4月1日に立ち上げると。誰が集めてどういう組織でやるのかわかりませんが、それらあたりにしても、この広域でやるのか。いずれにしても、この広域の中にあっても、市長を中心とした首長さん方の集まりの中で検討してもらえるとということですから、そういうインフラの問題とか、生活に直接関係した病院だとか水道だとか、あるいは国民健康保険なんかでも、うちの町は安いけれども、一般会計からどんどん出ているのだというのは、行政はそういうもので競争しなくても、秩父の盆地に住む人たちは等しくということは、完全に等しくはないけれども、私の考えとしては、大きな差がないような、福祉を受けられるような、そういう行政体を、この広域でなくても、やっていくのに、市長として、管理者が中心となって一体となって、ひとつ町民、市民が安心して暮らせる地域になるようにご尽力いただきたいと思っております。

こういった話を聞いた上で、副管理者の加藤町長さん、あるいは理事の町長の皆さん、一言ずつ皆さんコメントをいただいて終わりにしたいと思うのですが、よろしくお願ひします。

議長（落合芳樹議員） 再質問に対しての答弁を求めます。

副管理者。

（加藤嘉郎副管理者登壇）

加藤嘉郎副管理者 答弁をさせていただきたいと思っております。

私どもの町は病院を持っておりませんので、でき得ることは限られると思っております。いわゆる財政的援助ができるかどうかということかなというふうに思いますけれども、個人的見解としては、みんなの力で公立病院を守っていかなければならないというふうに私は思っております。でき得る限りの援助はできればいいなというふうに思っております。

議長（落合芳樹議員） 皆野町長。

(石木戸道也理事登壇)

石木戸道也理事 小菅議員さんがきょう一般質問をなさるということで、役場にきょう出てきてからそんな話を聞きました。今ここに来て、内容につきましては聞いておりましたので、私の感じていることを申し上げたいと思いますけれども、2次救急病院等には定住自立圏でそれぞれの自治体で手厚く負担もしてきたわけございまして、そうすることは今後定住自立圏が済んだ後でも必要だろうと思っております。

もう一つ、うちの町にも公立病院ではありませんけれども、民間の病院がございまして。かなり熱心に取り組んでいただいておりますけれども、その院長からは、医師会に加盟したいのだということで、二度三度にわたって申し入れを各首長さんにご協力をいただきまして、お願いをしてきましたけれども、医師会は今のところ認めてくれておりません。病院は、来てくれる患者さんは選ばないで受け入れていただいておりますし、お聞きするところによりますと、皆野町の患者よりも今は秩父市の入院患者のほうが多いという話も聞いております。そんなことからいたしましても、一日も早く加盟をさせていただいて、そのことによって医師の確保もできるのだという話も聞いておりますので、皆さんからもそうした運動というか、要請を事あるごとにしていただければありがたいなと思っております。

本当に公立病院のある自治体につきましては、公立病院のある自治体の患者さんには特別なサービスができるかということ、そうではなく、私どももない自治体の患者さんにも同じようなことをしていただいております。ということで、本当にその公立病院を持っている自治体というのは大変だなという感をしております。いずれにいたしましても、先ほど管理者あるいは副管理者からも答弁がありましたように、このことにつきましては管理者を中心に、これから私どもも真剣になって相談をし、取り組まなければならない問題だろうと思っております。併せまして水道の問題等につきましても真剣に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（落合芳樹議員） 長瀬町長。

(大澤芳夫理事登壇)

大澤芳夫理事 大変貴重なご発言をいただいたなというふうに思ってお聞きをしたところでございます。

今石木戸町長から皆野病院のことがありましたが、多分あれは平成9年ごろ、病院が誘致というか、皆野にしたいという動きがあつて、そのとき長瀬町もぜひそのことに参加して、近くに病院を設置していただけるとありがたいなと、署名運動したことを思い出しました。そのときに、長瀬町が皆野町に対して意見書を出すというのを平成9年6月の議会の後の全員協議会で行われました。何のことなのかなと思つたら、皆野町が特定の私営病院に土地を無料で貸すということはまかりならぬと。だから、これを絶対に貸さないように考えを変えろという意見書でした。その意見書に議員の連名があつて、それを判を押して出すということに、もう原文ができておりました。それを見

せていただいたら、私の名前だけ書いていなかった。私は、これ絶対反対だと。近くに医者があって、医者にかからないというのが一番いいことではないかという思いを持って今まで育ってきました。そういうときに、私立病院といえども近くに来ていただくことは非常にありがたいことだと。私たちは、全力で来ていただくように署名運動を始めたところです。それを町のトップがそれに反対をするというのはどういうことなのか、私には理解できないという話を申し上げました。

これはたしか、今ここで申し上げるのはちょっと問題かなと思いながら、あえて、もうあした、あさってで任期になりますからお許しをいただきたいと思いますが、医師会の反対運動があったのです。これは、前の土屋知事のときの桃子さんという方がおいでになって、この人と皆野病院が裁判をしたというようなことがありました。皆野病院が勝って皆野町に来ることになったと。そういうときに、時の設楽町長は非常にその土地を出そうという思いを持っていたのですが、いろんな反対運動に遭って、お断りに行くというようなことがあって、そのとき山崎巖さんという亡くなられた方が私のところに来て、泣きながら病院の誘致がだめになったというお話を聞きました。それが金曜日だったと思います。それで夕方来て、私のところで泣きながらそういうことを言って帰りました。その翌日、私は羽生病院に行ってそのお話を申し上げ、設楽さんと吉岡さんたちが反対というか、病院の誘致を中止しますというその申込書を持っていく前に私が行けて、その話を壊したことを今思い出しました。

そういうことがあって皆野病院ができたということは非常にありがたいことでありますし、公立病院だけに頼っていていいのかなという思いもあります。しかし、公立病院、今久喜管理者からお話がありましたように、財政的にも支援をしながら、公立病院のあり方というのが進んできたということは私たちとすれば非常にありがたいことだというふうに考えております。

長瀬町の場合は、深谷とか小川とかに比較的近いところでございまして、今度その小川の日赤病院が建てかえをするということで、負担金を出してほしいと。もう出しますよということで、金額が決まりました。200万円足らずのお金でございしますが、それにしてもそういうような協力体制は各地区がとっている。

7年、8年前に長瀬町に私立病院で医新会、医新クリニックというのができて、それが実は小鹿野の病院に医者足りなくなったというときに、時の関口町長と横田副町長ですね、その方が私のところにおいでになって、どこかいとこないかねという話なので、そうだ、うちのほうに来た医新クリニックという医者が非常にユニークな医者だから、会ってきたらどうですかと、案内しました。そうしたら、わかりましたと言って、その院長が小鹿野の病院にお世話になったことがあります。それから、医者も何人か紹介をしたという、金子病院の息子さんとかという人も紹介したと。そんなことがあって、その地域医療の親密な連携ができつつあったなと思いましたが、いろんな問題があって、それがなかなか最後までうまくいかなかったということはあったようでございます。

しかし、こういうご提案をいただいたのは、私は非常にいい機会だというふうに思っておりますし

て、任期があればもっと話が続いたのだなと思いながらお聞きをしたわけでありまして、これはこの話をきっかけにして、議会と執行部が一体となって、この秩父医療をしっかり守っていくための戦術を練っていただくことが大切なのではないかというふうに前から思ってはおりましたが、ご提案をいただいた機会にこれをやっていただくということが私は大切なことではないかというふうに、貴重なご意見をいただいたことを心から感謝申し上げます。

そういう状況の中で、秩父はそのとき、皆野病院にまた戻りますが、医療講演会を署名活動のときにやりました。そして、私があるとき司会を仰せつかったわけでありまして、長瀬町でやったのですが、中央公民館で。そのときに、羽生病院の副院長がお見えになって、15分ぐらい2人で話をしました。秩父で病院をつくるのに一番問題なのは何かと話を聞きましたら、医者を集めることだと、すぐ話が出てきたのです。どういう意味ですかと言ったら、あなたは知らないのですか、秩父は医療のチベットと言われていています。そんなことはないでしょうと。いや、それは認識不足ですよ、秩父に医者は来ませんよと。私たちは、その六十幾つか病院があるから、その中から医者を連れてくるから、最低限度の医者が確保できると。ほかの病院は、たしかだんだん医者を確保するのに骨を折って、救急医療ができなくなるのではないかという危惧をしておりますという、その講演の前に、あの日は皆さんにはしません、しかし現実はそのようなのですというお話を聞きました。これは、本当なのかなと半信半疑だったのですが、実は何年かたってみると、そういうことが現実の問題になってきたというのが、非常に残念なことだというふうに思っております。

ぜひ私が、遺言と言っては申しわけないですけども、ぜひ皆さんからこの機会に医療の広域化と、それから秩父地域の安心安全な生活を守る基本をお考えいただいて、病院のことについてもぜひ身のあるお話をしていただいて、その地域のためにご活躍いただければありがたい、そんなことを痛切に感じたわけでありまして。

貴重なご提案をありがとうございました。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（落合芳樹議員） 小鹿野町長。

（福島弘文理事登壇）

福島弘文理事 小菅議員の広域行政についてのご質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

今までに管理者を初め副管理者、また理事のお二人からいろいろ医療についての話がございました。私も町立病院、公立病院を持っている者とする、なかなか提案というのはできない面がございます。そういう点では、小菅議員にこういうような提案をしていただいて、大変ありがたいなと思っております。やはり今後秩父地域の医療をどういうふうに考えるかというのは、本当に先ほど管理者の久喜さんのほうからお話がございましたとおり、いろいろの問題点が多々あると思ひます。私たちのところも病院、医者が少なくなったというのもありますけれども、ではどうして今のような方向に進んでいったのかというと、やはり専門的になり過ぎて医療がございまして、そういう中で専門医をみんな雇うというわけにはいきません。来てくれないというのは、先ほどのお話

にもありましたけれども、そういう中で私たちのところはどういうふうな生き方をしていくかという、やはり今私たちのほうで進めているというのは、保健、医療、福祉、介護、地域包括ケアシステムと申しますけれども、これを一体的にサービスしようと。そういうふうな形で今私たちのほうではやらせていただいております。

ですから、先ほど小菅議員か、久喜さんかわかりませんが、確かに今盲腸の手術もできないというような状況です。これは、相当前からそういうふうな状況になっております。ですから、今までのお話にもありましたとおり、すみ分けをすればいいのかなと思っております。私たちの病院の先生と話をする、患者さんがおいでいただいた、これはここで大丈夫だ、そうでない人はどこへ送ろうか、これさえしっかりできればやはり大丈夫なのだという、そういうふうな概念も持っております。ですから、やはり私たちのところでは、今のスタッフ等ではなかなかできないということもございまして、一般の外科のほうの手術というのは行わないようになってきた。これが、ですから今外来でもそうです。内科、外科とかってないのです。総合診療科といって、そういうことで内科の先生がいても、外科の先生がいても、どういう患者さんが来ても対応するという、そういうふうな形で私たちのところではやっております。ですから、そういう点ではやはり地域に合った医療というのを今後考えていかなければいけないのだろうなと思ひますし、今までもそのように考えてきたつもりでございます。

しかし、この秩父地域というのは、やはり交通の便も悪いところで、今長瀬町長が申しておりますけれども、医療のチベットだという話をしてございましたけれども、そのぐらいなところでございますから、やはり私たちのところで、中心のところに10分なりで行けるような交通体制というのも今後は必要なのかなと思ひます。人口がどんどん少なくなる中でのこれからの投資というのは大変ではありますけれども、やはりそういうふうなことも秩父全域で考えていかなければいけないのかなと思ひます。

私たちが医療に関しては、定住自立圏構想等の協定等で大変私たちが助かった面もございまして。というのは、やはり各市町が、交付税で見てもらうとはいっても、負担金を出して、その中から病院を援助して持っていく、そういうふうな形で医療の関係分野でやっていただきました。その結果、私たちのほうでも2次救急をお世話になったときには、当然その配分等もいただきましたし、大変ありがたかったなと思ひます。と申しますのは、秩父市さんにみんな負担をかけているのですけれども、公立病院として一端を小鹿野町も担っておりますけれども、ほかの町の場合にはやはり自分たちのところに病院があつたりいろいろしますけれども、直接費用というのは本当は今までは多分出ていかなかったのかなと思ひます。そういう中で、少しでも負担をしていただいて、みんなでこの地域の医療を考えようという、そういう体制ができつつあるのかなと思ひます。

特に皆さん方もご存じのとおり、今一番問題になっているのは産婦人科ですけれども、この産婦人科等についても、私はもうなかなか一医院等々では大変だなと思ひますから、秩父市の久喜さん

のほうにぜひお願いしますということでお願いはしていますけれども、それでもやっぱりみんなで負担するものはする、どうかしようということを考えていけば何とかなるのかなと思っております。そういう中で、今後医療を初め、どうしても秩父地域全体で考えていかななくてはいけない行政の形というのがあると思うのです。それは、やはり定住を中心に今後考えていければいいのではないかなと思っています。

何はともあれ、小菅議員に今このような広域行政で、医療分野も広域的な医療をとということで提案していただきましたので、今後、私もいつまでやっているかわかりませんが、そういうふうなことはやはり皆さんで、理事のみんなで話し合いながらよりよい方向に進んでいけるよう努力をしていきたいと思っています。よろしくお願い申し上げます。

議長（落合芳樹議員） 16番、小菅高信議員。

16番（小菅高信議員） ご丁寧なる答弁いただきまして、ありがとうございました。

きのう一本杉峠の期成同盟会がございまして、市長さんに来ていただきました。代議員も来たり、県議も来たということでいい挨拶をするので、市長さんと小鹿野町長に私は失礼ながら、来年こういう会議が開かれるときには腹決めをして、そして秩父市においては市会議員、小鹿野町においては町会議員と腹決めをして臨んでくださいということを申し上げました。この峠をつくるのに25億円かかると。長尾根トンネルを抜くのに約100億円は下らないと思います。さらに、広域の西秩父の道路が田村から小鹿野までやっぱり100億円近い金がかかる。そういうものができれば、この病院の問題も、地域の安心安全もきちっと進んでいくと思います。

しかし、当面できないときはできないと、市長さんも町長さんも言ってくれということ、そこまで私は言わなかったけれども、ここで25億円かけるべきか、かけないというその判断は、やっぱり市会議員の皆さん、町会議員の皆さんと打ち合わせて、道路を、あしたまた道議連がありますけれども、これにも私は首長さんが道議連、県議が頭ですけれども、私は首長さん方が頭になって進めてもらったほうが進むと思っています。県議の得点稼ぎでやっているのではだめだと。そういうこと言っただけけれども、市長を中心に4人の町長が一体となって議員の、引き連れていると言うと議員には悪いけれども、総務省のポストにおいては、みんな大臣、副大臣、政務官、全部埼玉県の人たちがやっているときですから、こういうときに国への太いパイプをつくるというのは、議員が行っても、私は知っている人がいるから、行けば会ってくれますよ。会ってくれますけど、これからの先の話などできないのです。やっぱり市長さんを中心とした首長の方々、これが動くということは私は一番いいのだと思うので、これからの秩父のために4年間、市長にも重大な決意で私たちを引っ張っていただきたいと思います。

以上で質問を終わりますが、回答は別に要りませんが、よろしくお願いを申し上げまして、質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

議長（落合芳樹議員） 16番、小菅高信議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時 11分

再開 午後 零時 59分

議長（落合芳樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○発言の訂正

議長（落合芳樹議員） 参事。

（飯島起也参事兼業務課長登壇）

飯島起也参事兼業務課長 申しわけありません。先ほどの一般質問の中で、出浦議員さんから質問のありました有料指定ごみ袋の中で、一言訂正のほうをさせていただきます。

指定ごみ袋の製造原価の推移で、原因の中で円高によると言いましたが、大変申しわけありません。円安により袋の製造原価が変わるということで、円高でなく円安ということで訂正のほうをさせていただきます。申しわけありませんでした。よろしくお願いいたします。

議長（落合芳樹議員） 午前中の発言の訂正ということでありました。

○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（落合芳樹議員） それでは、これより議案審議に入ります。

議案第12号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

森 真太郎事務局長 議案第12号の専決処分、秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与の臨時特例に関する条例につきましてご説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定によりまして6月28日付で専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定によりまして議会に報告いたしまして、承認を求めたいものでございます。

議案第12号参考資料をごらんいただきたいと思います。本条例は、平成25年1月28日付で総務大臣から出されました国家公務員の給与改定及び臨時特例に関する法律を踏まえた地方公務員の給与の措置要請に基づき、職員の給与を減ずる措置を講ずるため、職員の給与に関する条例等の特例を

定めたものでございます。本組合の給与体系につきましては秩父市に準拠しております。秩父市では、6月に開かれた定例会におきまして本条例と同様の条例が可決いたしまして、7月1日から施行されております。申し上げますように、本組合の給与体系が組合を構成する秩父市に準拠していることから、本組合でも同様の措置を講ずるための条例の制定が必要となったわけでございますが、議会の議決をいただく議会を開くいとまがなかったということでございまして、専決処分をさせていただきます。

特例の内容でございますけれども、第1条、第2条第1項にありますように、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間を特例期間としまして、給料月額から職務の級が4級、これは主査級でございますけれども、それ以下の職員につきましては100分の3.4、職務の級が5級以上、主幹級以上でございますけれども、の職員につきましては100分の6.8を乗じて得た額に相当する額を減ずることとしたいものでございます。

今回の国の地方公務員の給与削減の要請に基づく取り組みにつきましては、国家公務員の削減措置によってはね上がっておるところでございますラスパイレス指数を100まで引き下げようというものでございまして、秩父市では100に引き下げるためのシミュレーションの中で、支給減額率を4級以下職員につきましては100分の3.4、5級以上の職員につきましては100分の6.8といたしまして、給料減額総額で4.9%の減額をしたというふうに伺っております。地方公務員の給与削減要請につきましては、国のほうから一部事務組合にも求められておったわけでございます。

しかし、一部事務組合につきましてはラスパイレス指数は公表されておらないと。つまり一部事務組合ではラスパイレス指数が算定されていないという状況ではございます。しかし、その中で、国の質疑応答集の中で一部事務組合につきましては、給与削減を行う場合には構成団体との均衡の中で決めていただきたいという回答がありましたので、今回秩父市と同様の率の条例を制定したいというものでございます。

本組合の給料減額の総額でございますけれども、2,612万8,000円、率につきましては4.9%の減額ということでございまして、本組合のラスパイレス指数につきましては公表、算定されておりませんが、秩父市と同程度と見ることができるのではないかとというふうに推理させております。

続きまして、第2条第2項以下でございますけれども、これにつきましては特例期間における休職者の給与の減額、部分休業等による給与の減額に係る時間単位の減額、そして時間外勤務手当等の時間単価の減額、55歳を超える者で1.5%の減額措置の適用を受ける職員の給与の減額、育児休業による部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与の減額、介護休暇の承認を受けて勤務しない場合の給与の減額及び端数計算の取り扱いについてを規定をさせていただきました。

なお、本条例施行日につきましては平成25年7月1日とさせていただきます。

以上で説明を終わりにいたします。

議長（落合芳樹議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と言う人あり)

議長(落合芳樹議員) 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(落合芳樹議員) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

6番、出浦章恵議員。

(6番 出浦章恵議員登壇)

6番(出浦章恵議員) 6番、日本共産党の出浦章恵でございます。私は、議案第12号 専決処分について(秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与の臨時特例に関する条例)について、反対をする立場から討論を行います。

今回の条例の一部改正の内容は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律等により、国家公務員給与について平均7.8%の給与減額措置がとられたことに伴い、地方公共団体に対しても国に準じた必要な措置を講ずるようにとの要請を受けて、職級により3.4%、6.8%の2段階、全体の平均で4.9%相当額を平成25年7月から平成26年3月までの9カ月間減額をするというものになっています。

反対の理由を申し上げます。職員のモチベーション及び地域経済に及ぼす影響は大です。疲弊をしている地域経済をさらに冷え込ませるこの給与減額は、いかに臨時特例とはいえ容認ができません。国の要請がラスパイレス指数を根拠とし、国家公務員と地方公務員の給与構成の違いや全国知事会長の主張する都道府県は既に2兆円を超える給与カットを行ってきたこと、国の6倍の定員削減を行ってきたことを初め、地方の人件費削減の努力などは勘案はされていません。このことは指摘しなければなりません。この地方財政計画の中での給与関係経費の削減は、政権公約による公務員人件費の削減ありきの中での対応で、消費税増税に対する国民感情への配慮から、まさに露払い、隠れみものとして出されたものでありまして、対応事業として挙げられている防災・減災事業、地域経済の活性化などは、いわば後づけ的趣旨でつけられたものであります。給与関係費の削減と防災・減災事業などという喫緊の課題の対応は、全く無関係であることも明らかとなっている現状です。記憶に新しいところで言いますと、国家公務員の給与削減が被災地復興のためと言いながら、真実は税務署の改修工事や関西の眼鏡フレーム工場の改築に流用されていた、これが大変報道でも皆さ

んの知るところとなっております。いろいろ述べましたけれども、このようなやり方は認められません。

以上で反対討論を終わりにします。

議長（落合芳樹議員） 他に討論ございますか。

（「なし」と言う人あり）

議長（落合芳樹議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は、これを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（落合芳樹議員） 起立多数であります。

よって、議案第12号は承認することに決しました。

○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（落合芳樹議員） 次に、議案第13号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

森 真太郎事務局長 議案第13号の秩父広域市町村圏組合職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本条例は、再任用を行う場合及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日に関する特例を地方公務員法等の一部を改正する法律附則第6条で定めるものとされたもののうち、特定警察職員等に関する特例、本組合では消防司令以下の階級の消防吏員が該当するわけですが、この特例の規定がなされていなかったことから、今回附則において規定をしたいものでございます。

再任用の任期の末日につきましては、秩父広域市町村圏組合職員の再任用に関する条例第4条において、その者の年齢が65年に達する日以降における最初の3月31日以前でなければならないと規定をされております。この規定の特例といたしまして、退職共済年金の支給開始年齢の段階的引き上げに伴いまして、定額分支給開始年齢を任期の末日としているところでございますけれども、特定警察職員等につきましては一般職職員から6年遅く適用されることになっております。このため、特定警察職員等は現段階で任期の末日の特例が適用される期間がございまして、附則において規定をしたいものでございます。

平成25年4月1日から平成28年3月31日までに再任用を行う場合は63年、そして平成28年4月1日から平成31年3月31日までに再任用を行う場合は64年とするものでございます。

なお、具体的に申し上げますと、平成26年3月31日で定年退職いたします消防職員は7名おりますけれども、全て消防司令長の階級にありますので、今回の本規定には該当しないと。したがって、再任用できる任期の末日は65年ということになるわけでございます。

以上で説明を終わります。

議長（落合芳樹議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（落合芳樹議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（落合芳樹議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（落合芳樹議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（落合芳樹議員） 総員起立であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（落合芳樹議員） 次に、議案第14号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

森 真太郎事務局長 議案第14号の秩父広域市町村圏組合技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本条例は、本年2月に開催いたしました第1回定例会で可決をいただきました一般職職員の給与

条例の改正に伴いまして所要の改正を行いますとともに、技能労務職員の給与の額及び支給方法について、一般職職員給与条例の規定を準用させるため条文の整理を行うものでございます。

お手元の資料3の議案参考資料、新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。まず、第3条では給料や各種手当の種類を規定してございますが、そのうち退職手当につきましては一般職職員と同様に埼玉県市町村総合事務組合の条例に基づき支給をしていることから、これを削除するものでございます。

続きまして、第5条から第17条までの各条で、扶養手当を初め各種手当につきまして、第19条で給与の減額につきまして、第20条で育児休業の承認を受けた職員の給与につきまして、そして第22条で再任用職員の適用除外についてそれぞれ規定をしておりますが、第18条で給与の額や支給方法は一般職職員の給与条例を基準とすることとの規定を踏まえ、これらの条文を削除するものでございます。技能労務職につきましても一般職職員と同様に給与を支給しておりますので、本改正により一般職職員の例によることがより明確となるものでございます。

なお、参考までに申し上げますと、本組合では技能労務職員が4名おります。3名が秩父斎場で火葬霊柩業務を担当しております。そして、1名が秩父環境衛生センターで受け付け、受け入れの担当業務をしているという状況でございます。

以上で説明を終わりにいたします。

議長（落合芳樹議員） 説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（落合芳樹議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（落合芳樹議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（落合芳樹議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(落合芳樹議員) 総員起立であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(落合芳樹議員) 次に、議案第15号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(森 真太郎事務局長登壇)

森 真太郎事務局長 議案第15号の平成25年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算(第2回)につきましてご説明申し上げます。

補正予算書1ページをお開きください。第1条にあるとおり、今回の補正は歳出予算の補正のみとなります。

8ページをお開き願いたいと存じます。まず、先ほど議案第12号の専決処分のご承認をいただきましたが、職員の給与の減額措置に伴い、給料、職員手当及び共済費に減額が生じますので、この減額分を補正したいというものでございます。

第2款総務費から第5款消防費までの給料、職員手当、共済費をそれぞれ減額補正したいものでございまして、各目の額は補正予算書に記載をさせていただきましたので、ごらんいただきたいと存じます。

給料につきましては、総額で2,612万8,000円、職員手当は総額113万9,000円、そして共済費を総額で554万2,000円減額するものでございます。給料、職員手当、共済費を合わせました人件費総額で3,280万9,000円の減額となります。

10ページをお開き願います。人件費以外の補正でございまして、第5款消防費、第1日常備消防費でございまして、このたび高規格救急自動車1台を一般社団法人日本損害保険協会より寄贈いただきましたので、この高規格救急自動車の登録手続及び救急資機材を購入整備する費用といたしまして、役務費で19万8,000円、備品購入費1,129万5,000円、公課費3万3,000円の合計1,152万6,000円を、また消防西分署庁舎建設の建築確認申請に当たりまして、進入道路の設計に伴う地質調査が必要となりましたので、その費用といたしまして委託料59万9,000円の2件合わせまして1,212万5,000円を増額補正したいものでございます。この2件の財源につきましては、はしご車の分解整備、PBX、これは電話交換機でございましてけれども、この改修工事の入札等によりまして契約額と予算額に差額が生じたので、その差額分583万8,000円を減額いたしまして、給与減額措置に伴う人件費の減額分と合わせましてそれを充てたいというものでございます。

なお、歳出補正により生じた余剰額2,652万2,000円につきましては予備費に振りかえをした

いものでございます。

以上で説明を終わりにいたします。

議長（落合芳樹議員） 説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（落合芳樹議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（落合芳樹議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

6番、出浦章恵議員。

（6番 出浦章恵議員登壇）

6番（出浦章恵議員） 6番、日本共産党の出浦でございます。私は、議案第15号 平成25年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、議案第12号で述べたとおりでございます。

以上でございます。

議長（落合芳樹議員） 他に討論ございますか。

（「なし」と言う人あり）

議長（落合芳樹議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（落合芳樹議員） 起立多数であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（落合芳樹議員） 次に、議案第16号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(森 真太郎事務局長登壇)

森 真太郎事務局長 議案第16号の工事請負契約の締結につきましてご説明申し上げます。

本議案は、秩父広域市町村圏組合火葬炉設備工事請負契約の締結につきまして、秩父広域市町村圏組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議決をお願いするものでございます。

最初に、工事の名称でございますけれども、秩父広域市町村圏組合火葬炉設備工事でございます。請負金額につきましては1億8,375万円で、このうち875万円は消費税及び地方消費税額でございます。請負業者は、福岡市博多区東公園6番21号、太陽築炉工業株式会社、代表取締役社長江口正司でございます。なお、本工事の業者選定につきましては5月の全員協議会でもご報告いたしましたとおり、プロポーザル方式により選定をいたしました。プロポーザルにつきましては、昨年12月19日に公告を行ったところ3者から申請ございまして、3月21日に公開プレゼンテーションを行い、審査の結果、3月26日に本太陽築炉工業株式会社が最優秀者に決定したわけでございます。その後、7月1日に地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約にて仮契約を行いました。

恐れ入りますが、議案第16号参考資料というのをお配りしてございますので、そちらをごらんいただきたいと存じます。この予定価格見積金額及び落札率につきましては、最下段の見積もり結果概要にお示しをしております。予定価格は税抜きで1億8,000万円、見積金額は税抜きで1億7,500万円、落札率は97.2%でございます。

本工事の工期につきましては、平成29年3月31日までといたしまして、今年度から28年度までの4カ年継続事業を予定しているところでございます。今年度は、新火葬場の建築設計への協力並びに火葬炉の基本設計が主な業務となります。平成26年度につきましては、火葬炉設備の実施設計を行いまして、平成27年度から本格的な製造工事に着手いたします。そして、平成28年の半ばには火葬炉設備を完成いたしまして、試運転並びに職員への運転指導等を行い、平成29年3月末には事業の終了ということでございます。また、消費税率が平成26年4月から8%、平成27年10月から10%それぞれ上がる予定から、今回4カ年継続事業といたしまして本年度に契約を行う理由の一つになっているわけでございます。

次に、火葬炉設備の概要でございますけれども、後ろにございましており火葬炉数につきましては人体炉が4炉、動物炉1炉、燃料につきましてはLPガスとしたいと存じます。そして、1日のご遺体の火葬件数につきましては現在12件を予定しております。また、公害防止装置につきましては、周辺住民の生活環境に万全を期するため、高度な装置を設置するものでございます。

なお、詳細につきましてはお手元の参考資料をごらんいただきたいと存じます。

以上で説明を終わりにいたします。

議長（落合芳樹議員） 説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

3番、金田安生議員。

3番（金田安生議員） 今の随意契約の問題で、専門のやっぱりこういう設備になるとどうしても随意契約になって、あとメンテナンスがありますが、これもこの文書を読むと何か専門的なものが多いので、この後随意契約みたいのでずっと、修理もずっとする、その辺ちょっと確認したい。

議長（落合芳樹議員） 事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

森 真太郎事務局長 金田議員のご質問でございますけれども、この業者選定したのはプロポーザル方式によりまして選定いたしましたので、この契約については法律上は随意契約という形になるわけでございます。ただ、その後の維持管理等については、これはまだはっきりしておりませんが、やっぱり専門的なそういったノウハウとか知識等もございますので、この製造した業者が維持管理をするケースが多いというふうに、全国事例では聞いておりますけれども、附帯設備とか分離発注いたしまして、地元業者でできるものについては、そういう補修などについては競争入札として、そういった工事についてはさせていただく場合もあるかもしれないということでご理解賜りたいと存じます。

議長（落合芳樹議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（落合芳樹議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（落合芳樹議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（落合芳樹議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（落合芳樹議員） 総員起立であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（落合芳樹議員） 次に、議案第17号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

消防長。

（若林利忠消防長登壇）

若林利忠消防長 議案第17号の工事請負契約の締結につきましてご説明申し上げます。

本議案は、消防救急デジタル無線設備工事の締結について、秩父広域市町村圏組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議決をお願いするものでございます。

先に工事の概要を簡単にご説明申し上げます。参考資料は、2ページ目からごらんいただければと存じます。秩父ミュージックパークに無線基地局を設置し、秩父消防本部には非常時の無線基地局を設置し、ミュージックパークの無線基地局に障害等が発生しても必要最低限の対応ができるようにしております。また、無線局の操作は現在の指令台で運用できるような仕様としております。さらに、消防車両の車載無線機、携帯無線機も全て交換となります。

秩父ミュージックパークの無線基地局は、設置予定場所にあるソフトバンクモバイル株式会社の電波塔を借用できることとなりましたので、電波塔の設置が不要となり、工事費用も当初より約4,000万円ほど安くなりました。これには、ソフトバンクと管理者のお話のこともありまして、ソフトバンクモバイル株式会社のほうで了解をいただくこととなりました。また、この場所は秩父市の管理する秩父ミュージックパーク公園内となり、秩父市から借用させていただくこととなっております。

工事は2年継続事業で、1年目は主に無線基地局の工事、2年目が車両の車載無線機の交換工事となり、完成予定は平成26年7月ごろを予定しており、その後試験運用を経て、平成27年度にはデジタル化運用に入れる計画でございます。

この工事契約を行うために、6月28日に指名競争入札を行いました。指名業者は5者でしたが、2者は入札を辞退し、3者で入札を執行いたしましたところ、パシフィックシステム株式会社秩父営業所が3億3,000万円で落札し、消費税を入れた請負契約金額は3億4,650万円となりました。このうち1,650万円は消費税及び地方消費税でございます。なお、落札率は96.2%となっております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（落合芳樹議員） 説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番、江田治雄議員。

5番（江田治雄議員） ただいま説明をいただきました。平成26年7月ごろから準備をして、27年度には供用開始したいという予定のようですが、計画見ますと無線の統制台を初め、全ての機材を一遍にアナログからデジタルに入れかえるわけですけれども、切り替え時期というのでしょうか、緊急を要する消防無線なので、その辺の切り替えがスムーズにいくのかどうか、他の事例等もあると思うのですが、どのように把握しておりますか。

議長（落合芳樹議員） 消防長。

（若林利忠消防長登壇）

若林利忠消防長 5番、江田議員の質問についてお答え申し上げます。

現在デジタル化の導入ですが、機器の試験を行っている間はアナログとデジタルと両方併用になります。そして、デジタルのほうの試験運用がこれで大丈夫だというふうになれば、その時点で切り替えたいと思います。しかし、消防は常備消防のほかに消防団もございますので、各消防団にもこのデジタル化の工事の内容はご説明を申し上げております。また、8月には各担当者に消防本部のほうにお集まりいただきまして、今回の契約のほうが議決がいただけましたら詳しい説明会を開いて、各消防団のほう、市町にもこの内容を周知して、早目に対応をお願いするように説明する予定でございます。いろんな状況を判断しまして、27年度に入りまして支障がないと判断した時点で切り替えたいと思っております。

以上でございます。

議長（落合芳樹議員） 8番、木村隆彦議員。

8番（木村隆彦議員） 8番、木村でございます。

入札されたパシフィックシステム株式会社、その会社についてもう少し情報があれば教えていただければと思います。

議長（落合芳樹議員） 消防本部次長。

（村田康行消防本部次長登壇）

村田康行消防本部次長 8番、木村議員のご質問についてお答えいたします。

パシフィックシステムというのは、秩父セメントの電機部門の独立した会社でございます。現在の指令課の指令台も、庁舎建設時に構築に携わっていただきました。また、指令台の保守業務ということいつでも安全に使えるように維持管理していただいている会社でございます。

以上です。

議長（落合芳樹議員） 6番、出浦章恵議員。

6番（出浦章恵議員） 1点だけ伺います。5者中2者が辞退して、3者で入札を行ったということですが、この辞退の理由は何でしょうか。

議長（落合芳樹議員） 指令課長。

(吉岡康明指令課長登壇)

吉岡康明指令課長 6番、出浦議員の質疑に対してお答えいたします。

5者中2者が辞退の理由にありましては、現在使われている指令台が富士通ゼネラルの指令台でございまして。これでこのたび予定しているデジタル無線については、富士通ゼネラルの無線機を予定しております関係で指令台との連携に安全性が保てないということが辞退の理由であります。

以上です。

議長(落合芳樹議員) 12番、四方田実議員。

12番(四方田 実議員) 12番、四方田です。

工事の請負契約については特にないのですけれども、ちょっと関連をしてお尋ねしたいのですが、先ほど各市町の消防団についても更新ができるようにというようなお話がありましたけれども、車載型の移動局無線というものを30台計画しているようなのですけれども、各市町の消防団に対してその無線が通じるようになる、将来なるのか。それと、もし通じるとすれば、その車載型の移動局みたいなものを各市町にもできるその予算というようなものがどういうふう構成されるのか、わかればお伺いしておきたいと思っております。

議長(落合芳樹議員) 指令課長。

(吉岡康明指令課長登壇)

吉岡康明指令課長 12番、四方田議員の質問について回答させていただきます。

予算については、各市町で準備していただくこととなると思いますが、5月の段階で担当者には26年度予算にて計上をお願いしますということでお願いをしてあります。

無線についてはデジタルですので、今現在使われている市町村波、今度でいうところの活動波になりますが、その部分はデジタルを運用する関係で、秘話装置、よそに会話が漏れないような構成になっています。そのコードを当消防本部のほうにいただくわけですが、そのコードを各市町の消防担当者に教えることにより、それが受信できるようなシステムになっております。先ほど消防長が申し上げたとおり、8月8日に業者2者を呼びまして、市町の消防の主任、担当者に改めて詳しく説明して、理解を得るというところまで話が進んでいます。

以上です。

議長(落合芳樹議員) 9番、富田能成議員。

9番(富田能成議員) 指名競争入札についてなのですが、5者指名競争入札に最初招聘されたということなのですが、この5者にした条件、これを教えていただきたいと思っております。

議長(落合芳樹議員) 指令課長。

(吉岡康明指令課長登壇)

吉岡康明指令課長 5者に指名した条件ではありますが、とりあえずは指令台の指令台無線等に詳しい業者でないと対応できません。現在対応できる業者が日本無線あるいは沖電気、富士通ゼネラル、

日立等考えられますが、現在仕様で使っているところがNEC、富士電機、それから沖電気。日立については、無線機の信頼性が確認できないということで、採用していないところが多いとお聞きしています。ですから、パシフィックシステム、富士通ゼネラル、それから富士通ゼネラルの関係の扶桑電通ですか、それにNECと沖電気を対象とさせていただきました。

以上です。

議長（落合芳樹議員） 9番、富田能成議員。

9番（富田能成議員） ありがとうございます。

ということは、そのメーカーさんの親和性というのですか、それで選定されたという理解でよろしいのですねということと、そうするとそのパシフィックシステムさんは富士通のシステムを動かすに当たって適役であるというご判断でよろしいのかということと、あとこういうのはやっぱりメンテナンスがとても重要だと思うのですが、メンテナンス面でも非常にパシフィックシステムさんにお任せするのがベストであるという判断であったということによろしいのでしょうか。

議長（落合芳樹議員） 指令課長。

（吉岡康明指令課長登壇）

吉岡康明指令課長 富田議員の質問に対して、再度回答いたします。

パシフィックシステムは、当消防本部の指令台の構築時からのパシフィックシステム、NTT、それから富士通ゼネラルの共同で設置した指令台であります。今度もパシフィックシステムは富士通ゼネラルの技術を熟知しこれに当たらないと、できないと思われます。ですが、パシフィックシステムは富士通ゼネラルの技術協力のもとに行っているの、一切無線等の心配はないと思われます。

それから、パシフィックシステム秩父営業所ということで、秩父の企業も参加していただいたほうがいいのかというところで、以前からおつき合いのあるパシフィックシステムさんは採用させていただきました。

以上です。

議長（落合芳樹議員） 他に質疑ございますか。

（「なし」と言う人あり）

議長（落合芳樹議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（落合芳樹議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長(落合芳樹議員) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(落合芳樹議員) 総員起立であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決しました。

○閉会の宣告

議長(落合芳樹議員) 以上で今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、秩父広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 1時50分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年7月24日

議 長 落 合 芳 樹

署名議員 齊 藤 實

署名議員 新 井 利 朗

署名議員 黒 澤 光 司